

経営事項審査の解説

【令和5年・一部令和4年改正対応】

北海道建設業信用保証株式会社

【目 次】

第1部 経営事項審査の基礎知識

1. 経営事項審査の概要	P 1
2. 主な改正経緯（平成20年以降）	P 4
3. 令和5年・一部令和4年の改正概要	P 8

第2部 経営事項審査のポイント

1. X1評点（経営規模）のポイント	P 10
2. X2評点（経営規模）のポイント	P 11
3. Y評点（経営状況）のポイント	P 12
4. Z評点（技術力）のポイント	P 15
5. W評点（その他の審査項目）のポイント	P 17
6. 新たな企業集団評価制度	P 19

第3部 経営事項審査評点の算出方法

1. 算出の前提条件	P 20
2. X1評点の算出方法	P 27
3. X2評点の算出方法	P 28
4. Y評点の算出方法	P 30
5. Z評点の算出方法	P 34
6. W評点の算出方法	P 37
7. 総合評定値（P点）の算出	P 44
8. 評点テーブル一覧	P 47
9. 業種別技術職員コード表	P 57

※本文中、令和5年・一部令和4年の主な改正内容にアンダーラインを引いています。

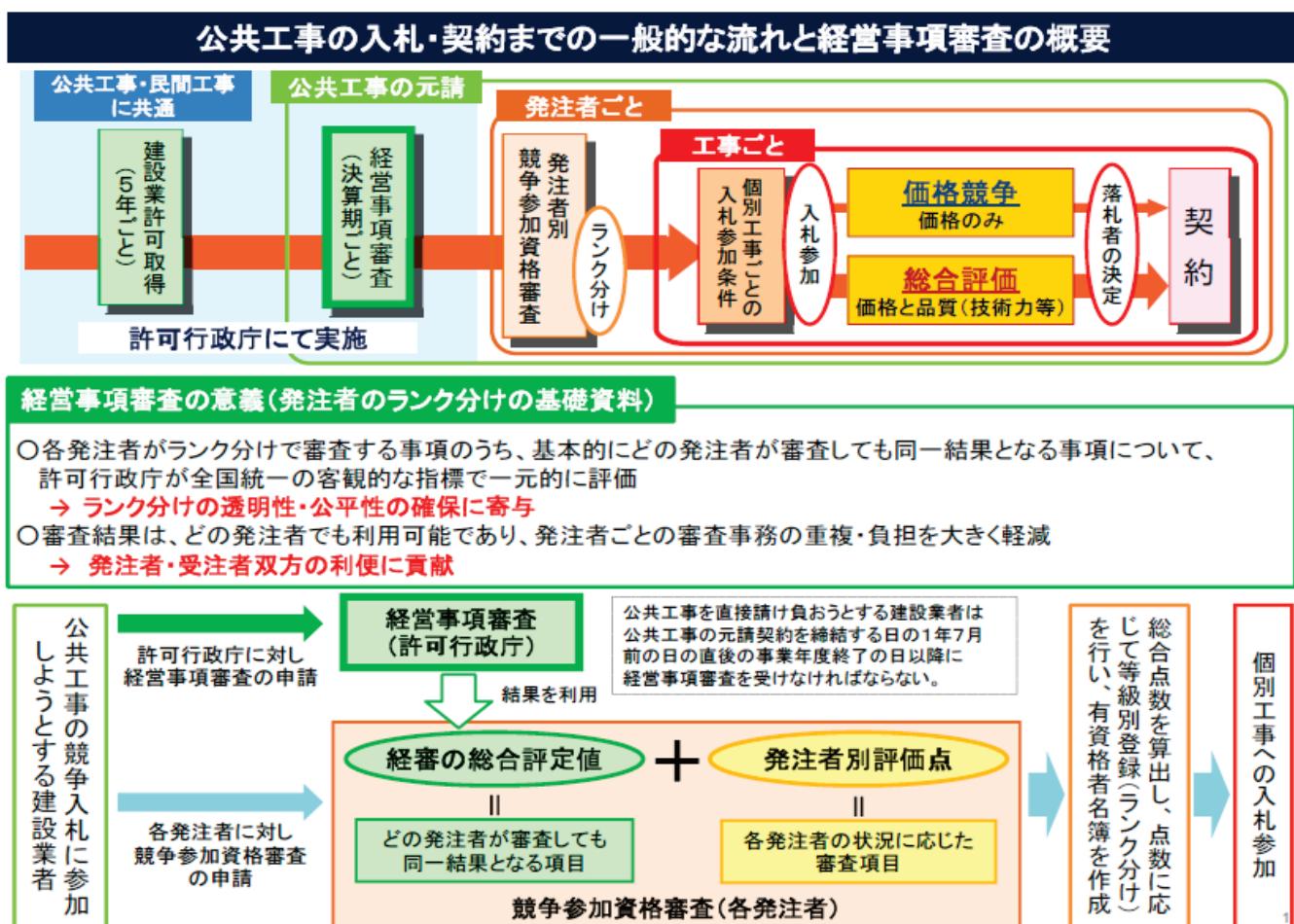
1. 経営事項審査の概要

(1) 経営事項審査制度

- 経営事項審査制度は、公共工事の入札に参加する建設企業の企業力を審査する制度です。公共工事の入札に参加しようとする建設業許可企業は必ず受審しなければなりません（建設業法第27条の23第1項）。
- 公共工事の発注機関は定期的に競争入札参加資格審査を行なっています。この審査は客観的事項と主観的事項を総合して行います。客観的事項の審査は、審査基準が同一である限りどの公共発注機関が行っても同じ結果となるので、建設業法の施行・運用をつかさどる許可行政庁が審査します。この客観的事項の審査が経営事項審査制度です。なお、公共工事を直接請け負うことのない建設企業、入札に参加する意向をもたない建設企業は必ずしも経営事項審査を受ける必要はありません。

(2) 経営事項審査の有効期間

- 経営事項審査の有効期間は、結果通知書の受領後、その経営事項審査の審査基準日から1年7か月の間です（建設業法施行規則第18条の2）。有効期間に空白が生じた場合には、発注者との契約締結ができなくなります。
- 公共工事を直接請け負おうとする企業は、有効期間が切れ目なく継続するよう、毎年の決算後速やかに経営事項審査を申請する必要があります。



(3) 経営事項審査の実施機関

- 経営事項審査は、国土交通大臣又は都道府県知事が審査します。大臣許可企業は国土交通大臣、都道府県知事許可企業は知事の審査を受けます。
- 経営事項審査の審査項目は、「経営規模（X）」、「経営状況（Y）」、「技術力（Z）」、「その他の審査項目（W）」の四つに大別されます。「経営状況（Y）」の審査は、国土交通大臣に登録された一般財団法人建設業情報管理センターなどの経営状況分析機関が実施しています。

経営事項審査の手続

建設企業

- ① 経営状況分析を申請（Y）
- ② 経営状況分析結果を通知（Y）
- ③ 経営規模等評価の申請（X・Z・W）
総合評定値を請求（P）
 - ※③総合評定値の請求にあたっては、
②経営状況分析結果通知書の提出が必要
- ④ 経営規模等評価結果の通知（X・Z・W）
総合評定値を通知（P）

登録経営状況分析機関
【(一財)建設業情報管理センターなど】

経営状況の審査（Y）

国土交通省北海道開発局長
 国土交通省各地方整備局長
 内閣府沖縄総合事務局長
 都道府県知事

経営規模等の審査
 経営規模（X）
 技術力（Z）
 その他審査項目（W）

総合評定値（P）
 =経営規模等（X・Z・W）
 +経営状況（Y）

(4) 経営事項審査の審査項目

- 経営事項審査の審査項目は、下表の通りです。
- X1、X2、Y、Z、Wの評点にそれぞれのウエイトを掛けて算出した数値を合計したものが総合評定値（P）になります。

項目区分		審査項目	最高点	最低点	ウエイト
経営規模	X1	①完成工事高(許可業種別)	2,309	397	0.25
	X2	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益	2,280	454	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量 ・純支払利息比率 ・負債回転期間 ・総資本売上総利益率 ・売上高経常利益率 ・自己資本対固定資産比率 ・自己資本比率 ・営業キャッシュフロー(絶対額) ・利益剰余金(絶対額)	1,595	0	0.20
技術力	Z	①技術職員数(許可業種別) ②元請完成工事高(許可業種別)	2,441	456	0.25
その他 審査項目 (社会性等)	W	①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	2,109 <small>※審査基準日 が令和5年8 月13日以前</small> 2,073 <small>※審査基準日 が令和5年8 月14日以降</small>	-1,995 <small>※審査基準日 が令和5年8 月13日以前</small> -1,837 <small>※審査基準日 が令和5年8 月14日以降</small>	0.15

【審査基準日が令和5年8月13日以前の場合】総合評定値(P) 【最高点2,165、最低点-18】

$$= 0.25\text{X1} + 0.15\text{X2} + 0.20\text{Y} + 0.25\text{Z} + 0.15\text{W}$$

【審査基準日が令和5年8月14日以降の場合】総合評定値(P) 【最高点2,159、最低点6】

$$= 0.25\text{X1} + 0.15\text{X2} + 0.20\text{Y} + 0.25\text{Z} + 0.15\text{W}$$

2. 主な改正経緯（平成20年以降）

（1）平成20年改正

①評価項目及び基準の見直し

- 完工高、利益、資本ストックをバランス良く加味した規模評価（X1、X2）
 - ・X1のウエイトを0.35から0.25に、上限金額を2,000億円から1,000億円に引き下げ
 - ・X2の指標として、利益額、自己資本額を評価
- 企業実態を的確に反映した経営状況評価（Y）
 - ・負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性、絶対的力量を評価できる8指標による新たな評価体系に見直し
 - ・企業実態に即した評点分布となるよう評点分布を見直し
- より的確な技術力評価（Z）
 - ・元請のマネジメント能力を評価する観点から、新たに元請の完工工事高を評価
 - ・技術力（Z）のウエイトを引き上げ
 - ・法令に基づく制度化を前提に基幹技能者を優遇して評価
 - ・1人の技術者を複数業種で重複カウントすることを2業種までに制限
 - ・技術職員数における激変緩和措置を廃止
- 社会的責任の果たし方によって差のつく評価（W）
 - ・労働福祉の状況や防災協定の締結、営業年数等について加点・減点の幅を拡大するとともに、W全体の評点を引き上げ
 - ・法令遵守状況を評価対象に追加
 - ・会計監査人の設置等、経理の信頼性向上の取組みを評価

②虚偽申請防止の徹底

- 虚偽申請を行いにくい制度設計
 - ・経理の信頼性向上の取組（会計監査人の設置等）を評価
- 虚偽申請に対するペナルティ強化
 - ・虚偽申請を行った場合の営業停止期間を15日から30日に拡大

③企業形態の多様化への的確な対応

- 経営状況の連結評価
 - ・会社法上の大会社かつ有価証券報告書提出会社は、経営状況を連結決算で評価
- 新たな企業集団評価制度の創設
 - ・一定の企業集団に属する連結子会社は経営状況を、連結財務諸表により評価。その他の評価項目は、子会社の実際の数値で評価

④その他

- 申請負担の軽減
 - ・経営事項審査のための提出書類を見直し、申請負担を軽減

(2) 平成23年改正

- 技術者に必要な雇用期間の明確化
 - ・評価対象とする技術者を「審査基準日前に6か月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定することで、技術者の名義借り等の不正を防止
 - ・高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者につき、雇用期間が限定されても評価対象に追加
- 完成工事高の評点テーブルの上方修正
 - ・平成22年度の建設投資見込み額を基に、完工高（X1）、元請完工高（Z2）評点が制度設計時の平均点である700点になるように引き上げ
- 債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生企業に対する減点措置
 - ・再生期間中、社会性等（W）の評点から一律60点の減点
 - ・再生期間終了後、「営業年数」評価はゼロ年からスタート
- 社会性等（W点）の評価項目の追加
 - ・地域防災への備えの観点から、建設機械の保有状況を積極的に評価
 - ・多くの都道府県等が発注者別評価点の対象とするISO9000シリーズ、14000シリーズを評価対象に追加することで、受発注者双方の事務の重複・負担を軽減

(3) 平成24年改正

- 社会保険未加入企業への減点措置の厳格化
 - ・「健康保険及び厚生年金保険」を「健康保険」と「厚生年金保険」に区分
 - ・「雇用保険」、「健康保険」、「厚生年金保険」に未加入の場合、それぞれ40点の減点
- 海外子会社の経営実績の評価
 - ・本邦親会社及び海外子会社の経営規模に係る「①海外子会社の完成工事高（X1）」、「②本邦親会社及び海外子会社の利益額及び自己資本額（X2）」を国土交通大臣が認定して評価

(4) 平成27年改正

- 若年技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況を新設
 - ・審査基準日時点で技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15%以上の場合、W点において、一律1点の加点
 - ・審査基準日から遡って1年以内に新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上の場合、W点において、一律1点の加点
- 評価対象となる建設機械の範囲拡大
 - ・加点対象に「モーターグレーダー」、「大型ダンプ車」、「移動式クレーン」を追加
(※建設機械1台につき1点の加点、合計で最大15点までの加点は改正前と同じ)
- W評点の最高点が1,919点に拡大
 - ・若年技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況が新設（最大2点の加点）されたことにより、W評点の最高点が1,900点から1,919点に拡大

(5) 平成28年改正

- 解体工事業の新設
 - ・業種区分「解体工事業」の新設に伴い、解体工事業に係る経営事項審査を新設
- 技術力（Z評点）の評価方法の改正

- ・新たに主任技術者要件となった「登録解体工事試験」及び「登録基礎ぐい工事試験」の合格者をZ評点における技術職員区分の2級技術者資格（2点加点）として措置

(6) 平成30年改正

- 社会性等（W評点）のボトム撤廃
 - ・W評点のマイナス値を認めることにより減点措置を厳格化
- 防災活動への貢献の状況の加点幅を拡大
 - ・防災協定を締結している場合、15点の加点から20点の加点に拡大
- 建設機械の保有状況の加点方法の見直し
 - ・建設機械の保有状況の評点テーブルの見直しを行い、少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価
 - ・営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するものを評価対象に追加

(7) 令和2年改正

- 技術力（Z）において既存の技術職員区分の者と同等レベルと判定された建設技能者の評価
 - ・国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル4と判定された者について、「登録基幹技能者」同等のレベルとして評価し、3点の評点を付与
 - ・国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル3と判定された者について、「技能士1級」同等のレベルとして評価し、2点の評点を付与

(8) 令和3年改正

- 技術力（Z）において監理技術者を補佐する資格を有する者の評価
 - ・監理技術者を補佐する資格を有する者は少なくとも主任技術者となる資格を有する者であって、1級の第一次検定に合格した者であることから、主任技術者相当の評点（最大3点）より上位であり監理技術者相当の評点（5点）より下位である、4点の評点を付与
- その他（社会性等）（W）において労働福祉の状況の評価
 - ・中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との間で加点要件を満たす契約がなされた場合を対象として評価
- その他（社会性等）（W）において建設業の経理の状況の評価
 - ・監査の受審状況における経理処理の適正を確認した旨の書類の提出については、経理に関して継続的に知識の向上に努めている者を適正を確認できる者として評価
 - ・経理に関して継続的に知識の向上に努めている者であることを要件として評価
- その他（社会性等）（W）において知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況の新設
 - ・継続的に知識及び技術又は技能の向上に努めている技術者・技能者を抱える企業を評価
 - ・学会・業団体等において認定されているCPDプログラムにおいて、当該建設業者に属する技術者1人当たりが1年間に取得したCPDの単位を評価（技術者点10点満点）
 - ・基準日前3年間における能力評価基準でレベル2以上にアップした建設技能者の雇用状況の評価（技能者点10点満点）※ただし、基準日より3年前時点において既にレベル4であった者を除く
 - ・技術者と技能者の比率に応じてそれぞれの取組状況を評価したもの（技術者点と技能者点）を合算して算定（最大10点を付与）

(9) 令和5年・一部令和4年改正

【令和4年8月15日から適用】

- 技術力（Z）における監理技術者講習受講者の経審上の加点可能期間の変更
 - ・経審上の加点可能期間が「受講した日の属する年の翌年から起算して5年間」となり、建設業法上専任の監理技術者として配置可能な期間と同一化

【令和5年1月1日から適用】

- 社会性等（W）の評価項目の再編（移行及び新設）及び追加
 - ・改正前の「労働福祉の状況」（W1）、「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」（W9）及び「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」（W10）に新設した「ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況」（W1-9）及び「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」（W1-10※審査基準日が令和5年8月14日以降の場合には審査対象に追加）を加えて、「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」として、再編のうえ新たに評価
 - ・「ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況」（W1-9）では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定」、「次世代育成支援対策推進法に基づく認定」及び「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得状況を加点評価
 - ・「建設機械の保有状況」（W7）における加点対象建設機械を拡大して追加（「ダンプ車」（「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」）、「締固め用機械」、「解体用機械」及び「高所作業車」（作業床の高さ2m以上））
 - ・「国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況」（W8）の環境配慮に関する取組において、「エコアクション21」を加点対象に追加

【審査基準日が令和5年8月14日以降の場合に適用】

- 社会性等（W）の評価項目を審査対象に追加
 - ・「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」（W1-10）における建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用状況を審査対象に追加し、加点評価
- 社会性等（W）の評価算出における「係数」の変更
 - ・W評点算出における「係数」が「1, 900 ÷ 200」から「1, 750 ÷ 200」に変更

3. 令和5年・一部令和4年の改正概要

項目	改正前			改正後			
	ウエイト	評価幅	評価項目	ウエイト	評価幅	評価項目	改正のポイント
X1	0.25	2,309点 ～ 397点	①完成工事高(許可業種別)	0.25	2,309点 ～ 397点	①完成工事高(許可業種別)	・改正はありません。
X2	0.15	2,280点 ～ 454点	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益	0.15	2,280点 ～ 454点	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益	・改正はありません。
Y	0.20	1,595点 ～ 0点	①純支払利息比率 ②負債回転期間 ③総資本売上高総利益率 ④売上高経常利益率 ⑤自己資本対固定資産比率 ⑥自己資本比率 ⑦営業キャッシュフロー(絶対額) ⑧利益剰余金(絶対額)	0.20	1,595点 ～ 0点	①純支払利息比率 ②負債回転期間 ③総資本売上高総利益率 ④売上高経常利益率 ⑤自己資本対固定資産比率 ⑥自己資本比率 ⑦営業キャッシュフロー(絶対額) ⑧利益剰余金(絶対額)	・改正はありません。
Z	0.25	2,441点 ～ 456点	①技術職員数(許可業種別) ②元請完成工事高(許可業種別)	0.25	2,441点 ～ 456点	①技術職員数(許可業種別) ②元請完成工事高(許可業種別)	<p>【令和4年8月15日から適用】</p> <p>➢ 監理技術者講習受講者の経審上の加点可能期間の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経審上の加点可能期間が「受講した日の属する年の翌年から起算して5年間」となり、建設業法上専任の監理技術者として配置可能な期間と同じになりました。

		<p>①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 ⑩知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況</p>	<p>①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況</p>	<p>2,109点 ～ -1,995点 ※審査基準日 が令和5年8 月13日以前</p>	<p>2,073点 ～ -1,837点 ※審査基準日 が令和5年8 月14日以降</p>	<p>【令和5年1月1日から適用】</p> <p>➤ ①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正前の①「労働福祉の状況」、⑨「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」及び⑩「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」に新設した「ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況」(①-9)及び「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」(①-10※審査基準日が令和5年8月14日以降の場合には審査対象に追加)を加えて、新たに評価されることになりました。 「ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況」(①-9)では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定」、「次世代育成支援対策推進法に基づく認定」及び「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得状況を加点評価されることになりました。 <p>➤ ⑦建設機械の保有状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ダンプ車」(「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」)、「締固め用機械」、「解体用機械」及び「高所作業車」(作業床の高さ2m以上)が追加されました。 <p>➤ ⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境配慮に関する取組において、「エコアクション21」が加点対象として追加されました(※ISO14001 を取得している場合は「エコアクション21」は加算されません)。 <p>【審査基準日が令和5年8月14日以降の場合に適用】</p> <p>➤ ①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」(W1-10)における建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用状況を審査対象に追加し、加点評価されることになりました。 <p>➤ 審査基準日が令和5年8月14日以降、W評点算出における「係数」が「$1,900 \div 200$」から「$1,750 \div 200$」に変更されることになりました。</p>
W	0.15	2,061点 ～ -1,995点	0.15			

1. X 1 評点（経営規模）のポイント

（1）X 1 評点の概要

- 平成 20 年の改正で、完成工事高への偏重を改め、経営内容を重視した評価制度とすることを目的に、P 点算出のウエイト、完成工事高の上限及び評点の下限値が引き下げられたため、年間平均完成工事高が 5 億円未満の階層で評点が下がりました。
- 平成 23 年の改正で、建設投資の減少を踏まえ、平成 22 年度の建設投資額見通しに基づく予想平均点が 700 点になるように、評点テーブルが上方修正されました。
- 平成 24 年の改正で、海外子会社の完成工事高が評価されることになりました。
- 平成 28 年の改正で、業種区分に解体工事業が新設されたことに伴い、「解体」の完成工事高の欄が追加されました。

（2）X 1 評点の算出

- 工事の種類毎に年間平均完成工事高を評点テーブルにあてはめて X 1 評点を算出します。

完成工事高 (許可業種別)	X1評点	計算式
1,000億円	2,309	上限値
500億円	2,006	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) / 10,000,000 + 1,566$
100億円	1,475	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) / 2,000,000 + 1,165$
50億円	1,310	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) / 1,000,000 + 1,055$
40億円	1,259	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) / 1,000,000 + 1,055$
30億円	1,209	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) / 1,000,000 + 1,059$
20億円	1,119	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) / 500,000 + 963$
10億円	1,006	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) / 200,000 + 811$
5億円	918	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) / 100,000 + 793$
4億円	884	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) / 100,000 + 748$
3億円	842	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) / 100,000 + 716$
2億円	790	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) / 50,000 + 678$
1億円	711	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) / 20,000 + 616$
7,000万円	675	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) / 20,000 + 577$
5,000万円	645	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) / 10,000 + 565$
3,000万円	602	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) / 10,000 + 530$
1,000万円	528	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) / 2,000 + 473$
500万円	463	$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) / 10,000 + 397$
0円	397	$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) / 10,000 + 397$

※評点テーブルの一部を抜粋しています。

2. X 2評点（経営規模）のポイント

（1）X 2評点の概要

- 自己資本額及び利益額について絶対額（実額）で評価されます。
- 平成24年の改正で、親会社及び海外子会社合算の利益額及び自己資本額を評価されることになりました。

（2）X 2評点の算出

- 自己資本額と平均利益額の点数を算出後、下の算式にあてはめてX 2評点を算出します。

評点幅	評価項目	計算方法
2,280点 ～ 454点	自己資本額	<ul style="list-style-type: none"> ・自己資本額=純資産合計 ・自己資本額を評点テーブルにあてはめて点数を算出します。 ・上限は3,000億円、下限は0円です。 ・自己資本額が0円に満たない場合は0円とみなします。 ・点数幅は2,114点～361点です。
	利払前税引前 償却前利益	<ul style="list-style-type: none"> ・利益額=営業利益+減価償却費 ・平均利益額を評点テーブルにあてはめて点数を算出します。 ・上限は300億円、下限は0円 ・利益額が0円に満たない場合は0円とみなします。 ・点数幅は2,447点～547点です。

$$X\text{ 2評点} = (\text{自己資本額の点数} + \text{平均利益額の点数}) / 2$$

【ポイント】

- ✓ 大企業では自己資本額、平均利益額により差がつく可能性が高くなります。
- ✓ 中小企業では極端な差が生じない評点テーブルになっています。
- ✓ 利益額は、営業利益に減価償却費を加えた額で審査されるため、ペーパーカンパニーに有利に働くことがなくなりました。

3. Y評点（経営状況）のポイント

（1）Y評点の概要

- 平成20年改正時に「小規模企業の実際の評点分布の幅が大きいため、企業実態に比べ過大な評価がなされている」、「評価の内容が固定資産に関連したものに偏っており、固定資産の少ないペーパーカンパニーが高い点数を得ている傾向がある」との指摘があり、以下のとおり改正されました。
 - ・企業実態を反映した評点分布となる指標へ見直し（12指標 ⇒ 8指標）
 - ・絶対額（実額）による量的な指標を採用（営業キャッシュフロー、利益剰余金）

（2）Y評点の算出

- X1～X8の数値を算出後、下の算式にあてはめてY評点を算出します。

評点幅	指標【寄与度】		
1,595点 ～ 0点	負債抵抗力	(X1) 純支払利息比率 (X2) 負債回転期間	【29.9%】 【11.4%】
	収益性・効率性	(X3) 総資本売上総利益率 (X4) 売上高経常利益率	【21.4%】 【 5.7%】
	財務健全性	(X5) 自己資本対固定資産比率 (X6) 自己資本比率	【 6.8%】 【14.6%】
	絶対的力量	(X7) 営業キャッシュフロー【絶対額】 (X8) 利益剰余金【絶対額】	【 5.7%】 【 4.4%】

$$\begin{aligned} \text{経営状況点数(A)} = & (-0.4650 \times X1) - (0.0508 \times X2) + (0.0264 \times X3) + (0.0277 \times X4) \\ & + (0.0011 \times X5) + (0.0089 \times X6) + (0.0818 \times X7) + (0.0172 \times X8) \\ & + 0.1906 \end{aligned}$$

$$Y\text{評点} = 167.3 \times A + 583$$

【ポイント】

- ✓ 平均点は700点になるように設定されています。
- ✓ 完成工事高10億円未満では、1,000点を超える企業は少なくなっています。

(2) 指標の概要

指 標		算出式			
		寄与度	上限値	下限値	傾向
		コメント			
負 債 抵 抗 力	純支払利息比率 (X1)	$(\text{支払利息} - \text{受取利息配当金}) / \text{売上高} \times 100$			
		29. 9%	5. 1%	-0. 3%	低いほど良い
負 債 回 転 期 間 (X2)		$(\text{流動負債} + \text{固定負債}) / (\text{売上高} \div 12)$			
		11. 4%	18. 0か月	0. 9か月	低いほど良い
收 益 性 ・ 効 率 性	総資本売上総利益率 (X3)	$\text{売上高総利益} / \text{総資本(2期平均)} \times 100$			
		21. 4%	63. 6%	6. 5%	高いほど良い
売 上 高 経 常 利 益 率 (X4)		$\text{経常利益} / \text{売上高} \times 100$			
		5. 7%	5. 1%	-8. 5%	高いほど良い

指 標		算出式			
		寄与度	上限値	下限値	傾向
		コメント			
財務健全性	自己資本対固定資産比率 (X5)	自己資本／固定資産×100			
		6. 8%	350. 0%	-76. 5%	高いほど良い
自己資本＝純資産合計 計算式は、固定比率の逆数です。 固定資産がどの程度自己資本で賄われているかを示す指標。 固定資産は、長期にわたって資金が投下され、短期間では回収されないものであるため、固定資産に投下する資金は出来る限り返済を要しない資金で調達することが望ましいとされています。 固定資産が少ないペーパーカンパニーが有利にならないようにするために、平成20年の改正で上限値が引き下げられました。					
絶対的力	自己資本比率 (X6)	自己資本／総資本×100			
		14. 6%	68. 5%	-68. 6%	高いほど良い
自己資本＝純資産合計、総資本＝負債純資産合計 総資本に占める自己資本の割合を示す指標。 平成20年の改正で下限値が-23. 4%から大幅に引き下げられました。					
絶対的力	営業キャッシュフロー 【絶対額】 (X7)	営業キャッシュフロー／1億円 (2期平均)			
		5. 7%	15. 0億円	-10. 0億円	高いほど良い
・営業キャッシュフロー =(経常利益+減価償却費+貸倒引当金増減額-法人税住民税等土壟掛債権増減額+仕入債務増減額+棚卸資産増減額+未成工事受入金増減額) ・キャッシュフローとは、現金主義によって計算された利益と会社の財務活動によってもたらされる「お金の増減」のことです。 ・発生主義による損益計算上の利益に比べ、操作性が排除されるため、企業実態が正確に反映されます。 ・平成27年の改正で、「電子記録債権」は売掛債権の受取手形に、「電子記録債務」は仕入債務の支払手形に含むことされました。					
絶対的力	利益剰余金 【絶対額】 (X8)	利益剰余金／1億円			
		4. 4%	100. 0億円	-3. 0億円	高いほど良い
・利益剰余金 =利益準備金+その他利益剰余金+準備金(積立金)+繰越利益剰余金 ・自己資本のうち、企業に投下された払込資本以外の利益剰余金は、企業が運用できる資金の源泉であり、真の体力を反映する指標。					

4. Z評点（技術力）のポイント

（1）Z評点の改正点

- 平成20年の改正において、P点算出のウエイトが引き上げられ、元請マネジメント能力を量的に評価するため、技術職員数評価に加え、新たに「元請完成工事高（業種別）」が追加されました。
- 技術職員数では、1人2業種までに制限され、「基幹技能者」が追加となり、一級技術者で監理技術者講習受講者を優遇して評価し、評点テーブルが線形式に変更されました。
- 平成23年の改正で、技術職員について、その雇用期間を6か月超とすることや高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用者も対象とすることに加えて、経営規模（X1）の完成工事高と同様に、元請完工高もその予想平均点が700点になるように評点テーブルが上方修正されました。
- 平成28年の改正で、業種区分に解体工事業が新設されたことに伴い、「解体」の元請完成工事高及び技術職員数の欄が追加され、新たに主任技術者要件となった「登録解体工事試験」及び「登録基礎ぐい工事試験」の合格者をZ評点における技術職員区分の2級技術者資格（2点加点）として措置されました。
 - ・国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル4と判定された者について、「登録基幹技能者」同等のレベルとして評価し、3点の評点を付与することとされました。
 - ・国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル3と判定された者について、「技能士1級」同等のレベルとして評価し、2点の評点を付与することとされました。
- 令和3年の改正で、監理技術者を補佐する資格を有する者は主任技術者となる資格を有する者であって、1級の第一次検定に合格した者であることから、主任技術者より上位であり監理技術者より下位である4点の評点を付与することとされました。
- 令和4年の改正で、監理技術者講習受講者の経審上の加点可能期間が「受講した日の属する年の翌年から起算して5年間」となり、建設業法上専任の監理技術者として配置可能な期間と同じになりました。

(2) Z評点の算出

➤ 技術職員数と年間平均元請完成工事高の点数を算出後、下の算式にあてはめてZ評点を算出します。

評点幅	評価項目	算出方法
2,441点 ～ 456点	技術職員数 (許可業種別)	<ul style="list-style-type: none"> ・技術職員数値 $= 1\text{級監理受講者数} \times 6\text{点} + 1\text{級技術者数} \times 5\text{点} + \text{監理技術者補佐} \times 4\text{点} + \text{基幹技能者等数} \times 3\text{点} + 2\text{級技術者等数} \times 2\text{点} + \text{その他技術者数} \times 1\text{点}$ ・工事の種類毎に技術職員数値を評点テーブルにあてはめて点数を算出します。
	元請完成工事高 (許可業種別)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の種類毎に年間平均元請完成工事高を評点テーブルにあてはめて点数を算出します。 ・上限1,000億円、下限0円

$$Z\text{評点} = (\text{技術職員数値の点数} \times 4/5) + (\text{年間平均元請完成工事高の点数} \times 1/5)$$

【ポイント】

- ✓ 技術者の雇用期間（6か月超）が評価対象の条件となっていることに注意が必要です。
- ✓ 平成20年の改正で技術者の重複カウントが2業種に制限されたため、申請企業は技術者をカウントする許可業種について、資格審査を想定した工夫も必要です。
- ✓ 重複カウントが2業種に制限されたのは「経営事項審査の評価」であり、監理技術者等については、従来通り1人の技術者が複数の資格を持っていれば、複数の業種で監理技術者になります。

5. W評点（その他の審査項目）のポイント

（1）W評点の改正点

- 平成24年の改正で、「健康保険及び厚生年金保険」を「健康保険」と「厚生年金保険」に区分し、「雇用保険」、「健康保険」、「厚生年金保険」について未加入の場合にはそれぞれ40点が減点されることとなりました。
- 平成27年の改正で、「若年技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」が新設され、また、建設機械の保有状況について、新たに「モーターゲレーダー」、「大型ダンプ」、「移動式クレーン」の3機種が加点評価の対象になりました。
- 平成30年の改正で、「社会性等（W評点）のボトム撤廃」、「防災活動への貢献の状況の加点幅を拡大」、「建設機械の保有状況の加点方法の見直し」が措置されました。
- 令和3年の改正で、「労働福祉の状況」、「建設業の経理の状況」が改正され、また、「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」が新設されました。
- 令和5年の改正で、次のとおり評価項目の再編（移行及び新設）及び追加等が行われました。

【令和5年1月1日から適用】

- ・改正前の「労働福祉の状況」（W1）に「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」（W9）及び「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」（W10）に新設した「ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況」（W1-9）及び「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」（W1-10 ※審査基準日が令和5年8月14日以降の場合には審査対象に追加）を加えて、「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」として、再編のうえ新たに評価されることになりました。
- ・「建設機械の保有状況」（W7）については、新たに「ダンプ車」（「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」）、「締固め用機械」、「解体用機械」及び「高所作業車」（作業床の高さ2m以上）が加点評価の対象になりました。
- ・「国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況」（W8）では、環境配慮に関する取組において、「エコアクション21」が加点対象として追加されることになりました。

【審査基準日が令和5年8月14日以降の場合に適用】

- ・「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」（W1-10）が審査対象に追加されることになりました。
- ・W評点算出における「係数」が「1,900÷200」から「1,750÷200」に変更されることになりました。

(2) W評点の算出

➤ W1～W8各々の点数を算出後、下の算式にあてはめてW評点を算出します。

評点幅	評価項目	点 数
	<u>W1</u> : 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	-120点～62点 or 77点
	雇用保険加入の有無	(-40点 or 0点)
	健康保険加入の有無	(-40点 or 0点)
	厚生年金保険加入の有無	(-40点 or 0点)
	建設業退職金共済制度加入の有無	(0点 or 15点)
	退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	(0点 or 15点)
	法定外労働災害補償制度加入の有無	(0点 or 15点)
	若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	(0点～2点)
	<u>若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況</u>	(0点 or 1点)
	<u>新規若年技術職員の育成及び確保の状況</u>	(0点 or 1点)
	知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	(0点～10点)
	ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	(0点 or 2点～5点)
	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（※審査基準日が令和5年8月14日以降の場合、審査対象に追加）	(0点 or 10点 or 15点)
2,109点 ～ -1,995点 ※審査基準日 が令和5年 8月13日以 前	<u>W2</u> : 建設業の営業継続の状況	-60点～60点
	営業年数	(0点～60点)
	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	(-60点 or 0点)
2,073点 ～ -1,837点 ※審査基準日 が令和5年 8月14日以 降	<u>W3</u> : 防災活動への貢献の状況	0点 or 20点
	<u>W4</u> : 法令遵守の状況	-30点 or -15点 or 0点
	<u>営業停止処分の有無</u>	(-30点 or 0点)
	<u>指示処分の有無</u>	(-15点 or 0点)
	<u>W5</u> : 建設業の経理の状況	0点～30点
	<u>監査の受審状況</u>	(0点～20点)
	<u>公認会計士等数</u>	(0点～10点)
	<u>二級登録経理試験合格者の数</u>	
	<u>W6</u> : 研究開発の状況（研究開発費）	0点～25点
	<u>W7</u> : 建設機械の保有状況（加点対象建設機械を拡大）	0点～15点
	<u>W8</u> : 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	0点 or 3点 or 5点 or 8点 or 10点
	<u>エコアクション21の認証の有無</u> (※ISO14001の登録がある場合は、エコアクション21の3点は非加算)	(0点 or 3点)
	<u>ISO9001の登録の有無</u>	(0点 or 5点)
	<u>ISO14001の登録の有無</u>	(0点 or 5点)
	合計点数（審査基準日が令和5年8月13日以前の場合）	-210点～222点
	合計点数（審査基準日が令和5年8月14日以降の場合）	-210点～237点

【審査基準日が令和5年8月13日以前の場合】

$$\text{W評点} = (\underline{\text{W1}} + \underline{\text{W2}} + \underline{\text{W3}} + \underline{\text{W4}} + \underline{\text{W5}} + \underline{\text{W6}} + \underline{\text{W7}} + \underline{\text{W8}}) \times 10 \times 190 / 200$$

【審査基準日が令和5年8月14日以降の場合】

$$\text{W評点} = (\underline{\text{W1}} + \underline{\text{W2}} + \underline{\text{W3}} + \underline{\text{W4}} + \underline{\text{W5}} + \underline{\text{W6}} + \underline{\text{W7}} + \underline{\text{W8}}) \times 10 \times 175 / 200$$

6. 新たな企業集団評価制度（一定の要件を満たす親会社及び企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱い）について

- 平成20年1月31日国土交通省告示第85号の規定に基づき、平成20年3月10日に国土交通省総合政策局建設業課長から各地方整備局等に以下について通知されています。
- 従来の企業集団（以下①）、特殊会社（以下②）の改正に加え、「新たな企業集団（以下③）」の取扱が追加されました。本通知における事務取扱は平成20年4月1日から適用されました。
 - ①国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて（国総建第317号・告示85号附則四関係）
 - ②特殊会社の子会社に係る経営事項審査の取扱いについて（国総建第319号・告示第85号附則六関係）
 - ③一定の要件を満たす親会社及び企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて（国総建第321号・告示第85号第二の二関係）

（1）「新たな企業集団」の認定について

以下の要件を満たす親会社及び連結子会社からなる企業集団であること

- 親会社が会計監査人を設置し、会計監査を受けていること
- 企業集団に含まれる連結子会社が
 - ・親会社が有価証券報告書提出会社である場合には、財務諸表等規則第8条第4項各号（※）に定める子会社であること（実質支配基準）

※財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）
 - ・親会社が有価証券報告書提出会社以外の場合には、親会社が議決権の過半数を自己の計算において所有していること（形式基準）

（2）「新たな企業集団」の認定にかかる経営事項審査の評価方式

- 経営状況（Y評点）については、親会社だけでなく、連結子会社も連結財務諸表により評価されます。ただし、次の場合には、連結財務諸表による評価は適用されません。
 - ・連結子会社の売上高が企業集団全体の売上高の5%未満である場合
 - ・連結子会社の単体評価による評点が連結評価による評点に対して3分の2未満である場合
- Y評点以外の評価項目については、経営事項審査を受ける会社の実際の完工工事高、技術者数等により評価されます。

（3）その他

- 上記の企業集団の評価制度の適用の有無に関わらず、建設企業が連結財務諸表の作成を義務付けられている有価証券報告書提出会社である場合には、当該建設企業の経営状況（Y評点）は、必ず連結財務諸表により評価されます。

1. 算出の前提条件

- 経営事項審査総合評点の算出方法を理解し易くするために、以下に掲げる事例とともに評点算出方法の説明を行います。

【事例】A建設工業株式会社

- ・公共工事を主体に推移。
- ・経営事項審査の審査対象建設業は土木工事業、建築工事業、舗装工事業の3業種。
- ・同社の決算期及び審査対象建設業は、この5年間、変更は無い。

(1) 経営規模 (X 1)

○工事種類別年間平均完成工事高（金額単位：千円）

審査対象 建設業	完 成 工 事 高		
	2年平均	3年平均	
土木一式	4 6 5, 0 0 0	4 8 6, 6 6 6	
建築一式	1 0 5, 0 0 0	1 0 0, 0 0 0	
舗 装	5 5, 0 0 0	6 3, 3 3 3	
審査対象 建設業	第31期	第30期	第29期
土木一式	4 5 0, 0 0 0	4 8 0, 0 0 0	5 3 0, 0 0 0
建築一式	1 0 0, 0 0 0	1 1 0, 0 0 0	9 0, 0 0 0
舗 装	5 0, 0 0 0	6 0, 0 0 0	8 0, 0 0 0
合 計	6 0 0, 0 0 0	6 5 0, 0 0 0	7 0 0, 0 0 0

※契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 → 無

(2) 経営規模 (X 2)

①自己資本額

(金額単位：千円)

	基準決算	2期平均
自己資本額	120, 000	116, 500
	第31期	第30期
純資産合計額	120, 000	113, 000

②利益額 (=営業利益+減価償却費)

(金額単位：千円)

	2期平均	
平均利益額	20, 500	
	第31期	第30期
営業利益	15, 000	18, 000
減価償却費	4, 000	4, 000
合 計	19, 000	22, 000

(3) 経営状況 (Y)

①貸借対照表

(金額単位：千円)

	第31期	第30期	第29期		第31期	第30期	第29期
資産の部				負債の部			
現金預金	138,000	145,000	150,000	支払手形	30,000	35,000	38,000
受取手形	20,000	25,000	30,000	工事未払金	40,000	45,000	50,000
完成工事未収入金	50,000	55,000	60,000	買掛金	500	700	1,000
売掛金	1,000	1,500	2,000	短期借入金	60,000	70,000	80,000
有価証券	0	0	0	未払金	3,000	3,500	5,000
未成工事支出金	30,000	40,000	45,000	未払消費税	32,500	34,500	35,000
材料貯蔵品	5,000	5,000	5,000	未払費用	5,000	5,000	5,000
販売用資産	0	0	0	未払法人税等	2,500	3,500	5,000
短期貸付金	10,000	10,000	10,000	未成工事受入金	40,000	50,000	60,000
前払費用	0	0	0	預り金	5,000	3,300	6,000
その他	2,000	1,000	1,000	前受収益	1,000	1,000	1,000
貸倒引当金	△2,000	△2,500	△3,000	賞与引当金	2,000	2,000	2,000
流動資産合計	254,000	280,000	300,000	完成工事補償引当金	1,000	1,500	2,000
建物・構築物	30,000	32,000	34,000	その他	6,500	8,000	5,000
機械・運搬具	25,000	26,000	27,000	流動負債合計	229,000	263,000	295,000
工具器具・備品	20,000	21,000	22,000	長期借入金	33,000	36,000	38,000
土地	50,000	50,000	50,000	退職給与引当金	2,000	2,000	2,000
建設仮勘定	0	0	0	その他	0	0	0
有形固定資産計	125,000	129,000	133,000	固定負債合計	35,000	38,000	40,000
無形固定資産計	1,000	1,000	1,000	負債合計	264,000	301,000	335,000
投資有価証券	0	0	0	純資産の部			
長期貸付金	0	0	0	資本金	20,000	20,000	20,000
長期前払費用	3,500	3,500	3,500	資本剰余金合計	0	0	0
保険積立金	500	500	500	利益準備金	5,000	5,000	5,000
貸倒引当金	0	0	0	その他利益剰余金	88,000	78,000	73,000
投資その他の資産計	4,000	4,000	4,000	繰延利益剰余金	7,000	10,000	5,000
固定資産合計	130,000	134,000	138,000	利益剰余金合計	100,000	93,000	83,000
繰延資産合計	0	0	0	純資産合計	120,000	113,000	103,000
資産合計	384,000	414,000	438,000	負債純資産合計	384,000	414,000	438,000

②損益計算書、完成工事原価報告書、兼業事業売上原価報告書

(金額単位:千円)

	第31期	第30期		第31期	第30期
損 益 計 算 書			完成工事原価報告書		
完成工事高	600,000	650,000	材料費	100,000	110,000
完成工事原価	520,000	560,000	労務費	60,000	70,000
完成工事総利益	80,000	90,000	(うち労務外注費)	(30,000)	(40,000)
兼業事業売上高	50,000	40,000	外注費	260,000	270,000
兼業事業売上原価	40,000	30,000	経費	100,000	110,000
兼業事業総利益	10,000	10,000	(うち減価償却費)	(900)	(900)
売上総利益	90,000	100,000	完成工事原価合計	520,000	560,000
役員報酬	20,000	20,000	兼業事業売上原価報告書		
従業員給料手当	45,500	52,000	期首商品たな卸高	0	0
退職金	0	0	当期商品仕入高	0	0
法定福利費	2,000	2,500	当期製品製造原価	40,000	30,000
福利厚生費	1,500	1,500	合計	0	0
修繕維持費	1,000	1,000	期末商品たな卸高	0	0
事務用品費	1,000	1,000	兼業事業売上原価	40,000	30,000
通信交通費	1,000	1,000	【当期製品製造原価の内訳】		
調査研究費	0	0	材料費	20,000	15,000
貸倒引当金繰入額	0	0	労務費	10,000	7,500
減価償却費	3,000	3,000	経費	7,000	7,500
販売費及び一般管理費合計	75,000	82,000	(うち減価償却費)	(100)	(100)
営業利益	15,000	18,000	小計(当期総製造費用)	37,000	30,000
受取利息配当金	500	600	期首仕掛品たな卸高	3,000	3,000
その他	0	0	合計	40,000	33,000
営業外収益合計	500	600	期末仕掛品たな卸高	0	3,000
支払利息	2,500	4,000	当期製品製造原価	40,000	30,000
貸倒引当金繰入額	0	0	()		
その他	0	0	材料費	20,000	15,000
営業外費用合計	2,500	4,000	労務費	10,000	7,500
経常利益	13,000	14,600	経費	7,000	7,500
特別利益合計	0	0	(うち減価償却費)	(100)	(100)
特別損失合計	3,000	600	小計(当期総製造費用)	37,000	30,000
税引前当期純利益	10,000	14,000	期首仕掛品たな卸高	3,000	3,000
法人税、住民税及び事業税	5,000	7,000	合計	40,000	33,000
法人税等調整額	0	0	期末仕掛け品たな卸高	0	3,000
当期純利益	5,000	7,000	当期製品製造原価	40,000	30,000

(4) 技術力 (Z)、その他の審査項目 (W1 - 7)

①技術職員数（業種別） → 技術職員数 8人

(W1-7: 新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数1名 (技術職員名簿全体の1%以上))

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日 現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	H氏	*年*月*日	33	13	002	2				○○○○○○○○○○○○○	12
2		G氏	*年*月*日	36	13	001	2				○○○○○○○○○○○○	25
3		F氏	*年*月*日	40	01	214	2	13	214	2	○○○○○○○○○○○○	30
4		E氏	*年*月*日	44	01	214	2	02	221	2	○○○○○○○○○○○○	18
5		D氏	*年*月*日	48	02	137	2	01	214	2	○○○○○○○○○○○○	30
6		C氏	*年*月*日	52	02	137	1	01	214	2	○○○○○○○○○○○○	
7		B氏	*年*月*日	56	01	113	1	02	221	2	○○○○○○○○○○○○	
8		A氏	*年*月*日	60	01	113	1	02	221	2	○○○○○○○○○○○○	

【参考】

(業種コード)	(業種)
0 1	→ 土木工事業
0 2	→ 建築工事業
1 3	→ 舗装工事業
(資格区分コード)	(資格)
1 1 3	→ 1級土木施工管理技士
1 3 7	→ 1級建築士
2 1 4	→ 2級土木施工管理技士（土木）
2 2 1	→ 2級建築施工管理技士（建築）
2 3 8	→ 2級建築士
0 0 1	→ 法第7条第2号イ該当（指定学科卒業後3年以上又は5年以上の実務経験）
0 0 2	→ 法第7条第2号ロ該当（10年の実務経験）

②工事種類別元請完成工事高（金額単位：千円）

審査対象 建設業	元請完成工事高		
	2年平均	3年平均	
土木一式	465,000	486,666	
建築一式	105,000	100,000	
舗装	30,000	40,000	
審査対象 建設業	第31期	第30期	第29期
土木一式	450,000	480,000	530,000
建築一式	100,000	110,000	90,000
舗装	20,000	40,000	60,000

(5) その他の審査項目（社会性等）(W)

<u>W1：建設工事の扱い手の育成及び確保に関する取組の状況</u>	
①雇用保険加入の有無	→ 有
②健康保険加入の有無	→ 有
③厚生年金保険加入の有無	→ 有
④建設業退職金共済制度加入の有無	→ 有
⑤退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	→ 有
⑥法定外労働災害補償制度加入の有無	→ 有
<u>⑦若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況</u>	
・若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	→ 非該当
・新規若年技術職員の育成及び確保の状況	→ 該当
<u>⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況</u>	
・CPD単位取得数	→ 115単位
・技術者数	→ 8人
・技能レベル向上者数	→ 1人
・技能者数	→ 3人
・控除対象者数	→ 1人
<u>⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況</u>	
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	→ えるぼし認定（1段階目）の取得：有
・次世代育成支援対策推進法に基づく認定	→ くるみん認定の取得：無
・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定	→ ユースエール認定の取得：有
<u>⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況</u>	→ 「全ての公共工事で実施」に該当
<u>W2：建設業の営業継続の状況</u>	
①営業年数	→ 30年
②民事再生法又は会社更生法の適用の有無	→ 無
<u>W3：防災活動への貢献の状況</u>	
○防災協定の締結の有無	→ 有

W4 : 法令遵守の状況	
①営業停止処分の有無	→ 無
②指示処分の有無	→ 無
W5 : 建設業の経理の状況	
①監査の受審状況	→ 3. 経理処理を確認した旨の書類の提出
②公認会計士等の数	→ 1人
③二級登録経理試験合格者の数	→ 1人
W6 : 研究開発の状況	
○研究開発費（2期平均）	→ 0千円
W7 : 建設機械の保有状況	
○建設機械の所有及びリース台数	→ 5台
W8 : 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は 登録の状況	
①エコアクション21の認証の有無	→ 有
②ISO9001の登録の有無	→ 有
③ISO14001の登録の有無	→ 有
【参考】W5 ①監査の受審状況	
1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理を確認した旨の書類の提出、4. 無	

2. X 1 評点の算出方法

- 工事種類別年間平均完成工事高を評点テーブル（別表1）にあてはめてX 1 評点を算出します。
- 許可を受けた建設業のうち経営事項審査の対象として申請した建設業（以下、「審査対象建設業」）にかかる建設工事について審査されます。
- 上限は1, 000億円、下限は0円です。

（1）土木一式工事のX 1 評点の算出

・土木一式工事年間平均完成工事高（2年平均の場合）	
(450, 000千円 + 480, 000千円) / 2	= (465, 000千円)
・評 点 区 分	(4億円以上 5億円未満)
・評 点	
$34 \times 465, 000 / 100, 000 + 748$	
= 906点（小数点以下切り捨て）	X 1 評点 = 906

【評点テーブル（別表1より）】

許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高（億円）	点数
1,000以上	2,309
~~~~~	
5以上 6未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
4以上 5未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
3以上 4未満	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$

### （2）X 1 評点－平均年数の選択（2年平均 o r 3年平均）

- 年間平均完成工事高は、2年平均か3年平均の選択となります。ただし、審査対象建設業毎に異なる基準を選択することはできません。
- 本事例では、土木一式工事と舗装工事では3年平均の方が、建築一式工事では2年平均の方が、評点は高くなります。

（金額単位：千円）

審査対象建設業	2年平均	X 1 評点	3年平均	X 1 評点
土木一式	465, 000	906点	486, 666	913点
建築一式	105, 000	715点	100, 000	711点
舗装	55, 000	653点	63, 333	665点

### 3. X 2評点の算出方法

➤ 自己資本額及び平均利益額を評点テーブル(別表2及び別表3)にあてはめて各々の点数を算出し、合計点数を2で除してX 2評点を求めます。

#### (1) 自己資本額の点数算出

・純資産合計(基準決算の場合)	(120,000千円)	
・評点区分	(1. 20億円以上 1. 50億円未満)	
・点 数		
$16 \times 120,000 / 30,000 + 664 = 728$ 点		(※小数点以下切り捨て)

【評点テーブル(別表2より)】

自己資本の額又は平均自己資本額(億円)	点数
3,000以上	2,114
~~~~~	
1.50以上 2.00未満	$23 \times (\text{自己資本額}) : 50,000 + 675$
1.20以上 1.50未満	$16 \times (\text{自己資本額}) : 30,000 + 664$ ←
1.00以上 1.20未満	$13 \times (\text{自己資本額}) : 20,000 + 650$

(2) 平均利益額(2期平均)の点数算出

・平均利益額	(20,500千円)	
・評点区分	(0.20億円以上 0.25億円未満)	
・点 数		
$10 \times 20,500 / 5,000 + 609 = 650$ 点		(※小数点以下切り捨て)

【評点テーブル(別表3より)】

平均利益額(億円)	点数
300以上	2,447
~~~~~	
0.25以上 0.30未満	$8 \times (\text{平均利益額}) : 5,000 + 619$
0.20以上 0.25未満	$10 \times (\text{平均利益額}) : 5,000 + 609$ ←
0.15以上 0.20未満	$11 \times (\text{平均利益額}) : 5,000 + 605$

#### (3) X 2評点の算出

$$\begin{aligned}
 \cdot X 2\text{評点} &= \text{自己資本額の点数} + \text{平均利益額の点数} / 2 \\
 &= (728 + 650) / 2 \\
 &= 689 \text{点} \quad (\text{※小数点以下切り捨て})
 \end{aligned}$$

X 2評点 = 689点

## (4) X 2 評点－自己資本額の選択（基準決算 o r 2期平均）

- 自己資本額は、基準決算（審査基準日）と2期平均（審査基準日と直前の審査基準日の2期平均額）を選択することができます。
- 本事例では、基準決算の方が、X 2 評点が高くなります。

(金額単位：千円)

	基準決算	2期平均
自己資本額	1 2 0 , 0 0 0	1 1 6 , 5 0 0
自己資本額点数	7 2 8 点	7 2 5 点
平均利益額点数	6 5 0 点	
X 2 評点	6 8 9 点	6 8 7 点

#### 4. Y評点の算出方法

- 経営状況は8指標があり、指標の性質から負債抵抗力（純支払利息比率、負債回転期間）、収益性・効率性（総資本売上総利益率、売上高経常利益率）、財務健全性（自己資本対固定資産比率、自己資本比率）、絶対的力量（営業キャッシュフロー【絶対額】、利益剰余金【絶対額】）に分類されています。
- Y評点は、次の算定式により求められる経営状況点数（A）をもとにして算出します。

$$\text{経営状況点数(A)} = (-0.4650 \times X1) - (0.0508 \times X2) + (0.0264 \times X3) + (0.0277 \times X4) \\ + (0.0011 \times X5) + (0.0089 \times X6) + (0.0818 \times X7) + (0.0172 \times X8) \\ + 0.1906 (\text{※小数点以下第3位を四捨五入})$$

$$Y\text{評点} = 167.3 \times A + 583 (\text{※小数点以下第1位を四捨五入})$$

X1:純支払利息比率	X2:負債回転期間
X3:総資本売上総利益率	X4:売上高経常利益率
X5:自己資本対固定資産比率	X6:自己資本比率
X7:営業キャッシュ・フロー	X8:利益剰余金

(※X1～X8は、小数点以下第4位を四捨五入)

##### 【負債抵抗力】

###### (1) 純支払利息比率 (X1)

- 売上高（=完工工事高+兼業事業売上高）に対する純金利の割合を表します。

(金額単位:千円)

###### 純支払利息比率（低いほど良い）

$$= (\text{支払利息} - \text{受取利息配当金}) / \text{売上高} \times 100 \\ = (2,500 - 500) / 650,000 \times 100 \\ = 0.308 (\text{※小数点以下第4位四捨五入})$$

**X1=0.308**

###### (2) 負債回転期間 (X2)

- 月商に対する負債総額の割合を表します。

(金額単位:千円)

###### 負債回転期間（低いほど良い）

$$= (\text{流动負債} + \text{固定負債}) / (\text{売上高} \div 12) \\ = (229,000 + 35,000) / (650,000 \div 12) \\ = 4.874 (\text{※小数点以下第4位四捨五入})$$

**X2=4.874**

## 【収益性・効率性】

## (3) 総資本売上総利益率 (X3)

- 投下資本に対する売上総利益の割合を表します。
  - 総資本（2期平均）が30,000千円未満の場合には30,000千円とみなして計算します。
- (金額単位:千円)

**総資本売上総利益率 (高いほど良い)**

$$\begin{aligned}
 &= 売上高総利益 \diagup 総資本(2期平均) \times 100 \\
 &= 90,000 \diagup (384,000[31期]+414,000[30期]\diagup 2) \times 100 \\
 &= 22.556 \quad (\text{※小数点以下第4位四捨五入})
 \end{aligned}$$

**X3=22. 556**

## (4) 売上高経常利益率 (X4)

- 売上高に対する経常利益の割合を示し、金融収支なども含めた総合的な収益力を表します。

(金額単位:千円)

**売上高経常利益率(高いほど良い)**

$$\begin{aligned}
 &= 経常利益 \diagup 売上高 \times 100 \\
 &= 13,000 \diagup 650,000 \times 100 \\
 &= 2.000 \quad (\text{※小数点以下第4位四捨五入})
 \end{aligned}$$

**X4=2. 000**

## 【財務健全性】

## (5) 自己資本対固定資産比率 (X5)

- 計算式は固定比率の逆数。固定資産がどの程度自己資本で賄われているかを表します。

(金額単位:千円)

**自己資本対固定資産比率 (高いほど良い)**

$$\begin{aligned}
 &= 自己資本 \diagup 固定資産 \times 100 \\
 &= 120,000 \diagup 130,000 \times 100 \\
 &= 92.308 \quad (\text{※小数点以下第4位四捨五入})
 \end{aligned}$$

**X5=92. 308**

## (6) 自己資本比率 (X6)

- 総資本に対する自己資本の割合を表します。

(金額単位:千円)

**自己資本比率 (高いほど良い)**

$$\begin{aligned}
 &= 自己資本 \diagup 総資本 \times 100 \\
 &= 120,000 \diagup 384,000 \times 100 \\
 &= 31. 250 \quad (\text{※小数点以下第4位四捨五入})
 \end{aligned}$$

**X6=31. 250**

**【絶対的力量】**

## (7) 営業キャッシュフロー【絶対額・2期平均】(X7)

➤ 営業活動によりどの程度のキャッシュ(資金)を獲得したかを表します。

## ➤ 営業キャッシュフロー【1期分】

= (経常利益 + 減価償却費 + 貸倒引当金増減額 - 法人税住民税等 + 売掛債権増減額)

+ 仕入債務増減額 + 棚卸資産増減額 + 未成工事受入金増減額) / 1億円

**【参考】**

- ✓ 上記算式で「審査対象年」及び「前審査対象年」の営業キャッシュフロー額を求めてから2期平均します。
- ✓ 増減額は「基準決算額と前期決算額」及び「前期決算額と前々期決算額」の差額です。
- ✓ 貸倒引当金の増加、資産(売掛債権、棚卸資産)の減少及び負債(仕入債務、未成工事受入金)の増加はプラスに評価されます。
- ✓ 貸倒引当金の減少、資産の増加及び負債の減少はマイナスに評価されます。
- ✓ 減価償却費は、X2(経営規模)の利益額の減価償却費と同額となります。
- ✓ 売掛債権 = 受取手形 + 完成工事未収入金(※売掛金は含まれません)
- ✓ 仕入債務 = 支払手形 + 工事未払金(※買掛金は含まれません)
- ✓ 棚卸資産 = 未成工事支出金 + 材料貯蔵品(※販売用資産は含まれません)
- ✓ 指標値は、1億円単位にスケール変換されます。
- ✓ 「電子記録債権」は受取手形、「電子記録債務」は支払手形に含まれます。

(金額単位:千円)

**営業キャッシュフロー / 1億円【絶対額・2期平均】(高いほど良い)****【31期営業キャッシュフロー】**

$$\begin{aligned}
 &= 13,000 + 4,000 + (2,000[31期] - 2,500[30期]) - 5,000 \\
 &\quad - (70,000[31期] - 80,000[30期]) + (70,000[31期] - 80,000[30期]) \\
 &\quad - (35,000[31期] - 45,000[30期]) + (40,000[31期] - 50,000[30期]) \\
 &= 11,500
 \end{aligned}$$

**【31期営業キャッシュフロー変換額】** 11,500 / 1億円 = 0.115

**【30期営業キャッシュフロー】**

$$\begin{aligned}
 &= 14,600 + 4,000 + (2,500[30期] - 3,000[29期]) - 7,000 \\
 &\quad - (80,000[30期] - 90,000[29期]) + (80,000[30期] - 88,000[29期]) \\
 &\quad - (45,000[30期] - 50,000[29期]) + (50,000[30期] - 60,000[29期]) \\
 &= 8,100
 \end{aligned}$$

**【30期営業キャッシュフロー変換額】** 8,100 / 1億円 = 0.081

**【2期平均額】**

(【31期】+【30期】)/2

(0.115+0.081)/2 = 0.098(※小数点以下第4位四捨五入)

X7=0.098

## (8) 利益剰余金【絶対額】(X8)

- 利益剰余金=利益準備金+その他利益剰余金+準備金(積立金)+繰越利益剰余金
- 自己資本(=純資産合計)のうち、企業に投下された払込資本以外の利益剰余金は、企業が自由に運用できる資金の源泉であり、真の体力を反映します。
- 指標値は、1億円単位にスケール変換されます。

(金額単位:千円)

利益剰余金 ／ 1億円【絶対額】(高いほど良い)

$$= 100,000 / 1\text{億円}$$

$$= 1.000 \quad (\text{※小数点以下第4位四捨五入})$$

$$X8 = 1.000$$

## (9) Y評点の算出

## 経営状況点数(A)

$$\begin{aligned} &= (-0.4650 \times X1) - (0.0508 \times X2) + (0.0264 \times X3) + (0.0277 \times X4) \\ &\quad + (0.0011 \times X5) + (0.0089 \times X6) + (0.0818 \times X7) + (0.0172 \times X8) \\ &\quad + 0.1906 \\ &= (-0.4650 \times 0.308) - (0.0508 \times 4.874) + (0.0264 \times 22.556) + (0.0277 \times 2.000) \\ &\quad + (0.0011 \times 92.308) + (0.0089 \times 31.250) + (0.0818 \times 0.098) + (0.0172 \times 1.000) \\ &\quad + 0.1906 \\ &= 0.86 \quad (\text{※小数点以下第3位四捨五入}) \end{aligned}$$

## 経営状況の評点(Y)

$$\begin{aligned} &= 167.3 \times A + 583 \\ &= 167.3 \times 0.86 + 583 \\ &= 727 \text{点} \quad (\text{※小数点以下第1位四捨五入}) \end{aligned}$$

Y評点 = 727点

## 5. Z評点の算出方法

- (建設業の種類別の技術職員数の点数) × 4 / 5 + (建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の点数) × 1 / 5 の算式により、工事の種類毎に算出されます。

### (1) 建設業の種類別の技術職員数

- 審査基準日に6か月を超えて在籍する技術職員を区分し、それぞれの人数に点数を乗じて合計数値(技術職員数値)を、建設業の種類毎に算出します。
- 1名の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2つまでです。
- 令和4年の改正で、監理技術者講習受講修了者の経審上の加点可能期間が「受講した日の属する年の翌年から起算して5年間」となり、建設業法上専任の監理技術者として配置可能な期間と同じになりました。

区分	監理技術者 講習終了者	1級技士、 技術士等	監理技術者 を補佐する 者として配 置可能な1 級技士補	登録基幹技 能者講習修 了者又はレ ベル4技能 者	2級技士、 1級技能 士、レベル 3技能者	実務経験 10年等
点数	6点	5点	4点	3点	2点	1点

- 具体的には、技術職員名簿の「業種」「有資格区分」「講習受講」をもとにして、建設業の種類毎の技術職員数値を求めます。
- 下の表は、24頁の技術職員名簿をもとに、A建設工業㈱における建設業の種類毎の技術職員数値を求めたものです。A建設工業㈱における建設業の種類毎の技術職員数値は、土木一式工事20点、建築一式工事17点、舗装工事4点となります。

通 番	氏名	業種		有資格区分		講習 受講	建設業の種類(29業種)					
		コード	建設業の種類	コード	資 格		土	建	～	ほ	～	解
1	A氏	01	土木工事業	113	1級土木施工管理技士	有	6					
		02	建築工事業	221	2級建築施工管理技士(建築)	—		2				
2	B氏	01	土木工事業	113	1級土木施工管理技士	有	6					
		02	建築工事業	221	2級建築施工管理技士(建築)	—		2				
3	C氏	02	建築工事業	137	1級建築士	有		6				
		01	土木工事業	214	2級土木施工管理技士(土木)	—	2					
4	D氏	02	建築工事業	137	1級建築士	無		5				
		01	土木工事業	214	2級土木施工管理技士(土木)	—	2					
5	E氏	01	土木工事業	214	2級土木施工管理技士(土木)	—	2					
		02	建築工事業	221	2級建築施工管理技士(建築)	—		2				
6	F氏	01	土木工事業	214	2級土木施工管理技士(土木)	—	2					
		13	舗装工事業	214	2級土木施工管理技士(土木)	—					2	
7	G氏	13	舗装工事業	001	指定学科卒業後3年又は5年の実務経験	—					1	
											1	
8	H氏	13	舗装工事業	002	10年の実務経験	—					4	
A建設工業㈱の業種別技術職員数値							20	17				

- 技術職員数値を評点テーブル（別表4）にあてはめて、建設業の種類別の技術職員数の点数を算出します。

・土木一式工事技術職員数値	(20)
・評 点 区 分	(20以上 30未満)
・点 数	
$62 \times 20 / 10 + 636$	= 760点
※小数点以下切り捨て	

【評点テーブル（別表4より）】

技術職員数値	点数
15,500以上	2,335
<hr/>	
30以上 40未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
20以上 30未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 636$
15以上 20未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 508$

## (2) 建設工事の種類別年間平均元請完成工事高

- 種類別年間平均元請完成工事高は、当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度における発注者から直接請け負った完成工事高の種類別年間平均元請完成工事高を評点テーブル（別表5）にあてはめて、建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の点数を算出します。

・土木一式工事の年間平均元請完成工事高（2年平均の場合）	(465,000)
・評 点 区 分	(4以上 5未満)
・点 数	
$40 \times 465,000 / 100,000 + 891$	= 1,077点
※小数点以下切り捨て	

【評点テーブル（別表5より）】

許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高（億円）	点数
1,000以上	2,865
<hr/>	
5以上 6未満	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) : 100,000 + 911$
4以上 5未満	$40 \times (\text{年間平均完成工事高}) : 100,000 + 891$
3以上 4未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) : 100,000 + 847$

## (3) Z評点の算出

$$\begin{aligned}
 \text{・Z評点} &= (\text{建設業の種類別の技術職員数の点数}) \times 4 / 5 \\
 &\quad + (\text{建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の点数}) \times 1 / 5 \\
 &= 760 \times 4 / 5 + 1,077 \times 1 / 5 \\
 &= 608 + 215.4 \\
 &= 823 \text{点} \text{ (小数点以下切り捨て)}
 \end{aligned}$$

Z評点 = 823点

## (4) Z評点—種類別年間平均元請完成工事高の平均年数の選択（2年平均 or 3年平均）

- 種類別年間平均元請完成工事高は、2年平均か3年平均を選択することができます。
- ただし、X1で選択した基準と同一でなければならず、また、審査対象建設業毎に異なる基準を選択することもできません。
- 審査対象建設業別・平均年数別にZ評点を算出すると以下のとおりとなり、本事例では、土木一式工事と舗装工事では3年平均の方が、建築一式工事では2年平均の方が、評点は高くなっています。

審査対象建設業	種類別年間平均元請完成工事高の点数 (2年平均)	Z評点	種類別年間平均元請完成工事高の点数 (3年平均)	Z評点
土木一式	1,077点	823点	1,085点	825点
建築一式	838点	745点	832点	744点
舗装	687点	584点	718点	590点

## 6. W評点の算出方法

➤ W1～W8各々の点数を算出後、これらの合計点数を以下の計算式にあてはめて算出します。

### 【審査基準日が令和5年8月13日以前の場合】

$$W = (W_1 + W_2 + W_3 + W_4 + W_5 + W_6 + W_7 + W_8) \times 10 \times 190 \div 200$$

### 【審査基準日が令和5年8月14日以降の場合】

$$W = (W_1 + W_2 + W_3 + W_4 + W_5 + W_6 + W_7 + W_8) \times 10 \times 175 \div 200$$

#### (1) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 (W1)

##### ①雇用保険加入の有無（減点項目、-40点 or 0点）

- ・雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての雇用保険被保険者資格取得届を公共職業安定所の長に提出していない場合に減点される項目です。

##### ②健康保険加入の有無（減点項目、-40点 or 0点）

- ・従業員が健康保険の被保険者になったことについて、日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っていない場合に減点される項目です。

##### ③厚生年金保険加入の有無（減点項目、-40点 or 0点）

- ・従業員が厚生年金保険の被保険者になったことについて、日本年金機構に対する届出を行っていない場合に減点される項目です。

##### ④建設業退職金共済制度加入の有無（加点項目、0点 or 15点）

- ・審査基準日において、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約の締結をしている場合に加点される項目です。

##### ⑤退職一時金制度・企業年金制度導入の有無（加点項目、0点 or 15点）

#### I. 退職一時金制度

- ・審査基準日において、次のいずれかに該当する場合に加点される項目です。

○労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあるか又は退職手当に関する事項についての規則が定められている。

○独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されている。

○所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済契約が締結されている。

#### II. 企業年金制度

- ・審査基準日において、厚生年金基金の設立又は法人税法に規定する適格退職年金契約の締結、確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金の導入又は確定拠出年金法に規定する企業型年金の導入を行っている場合に加点される項目です。

##### ⑥法定外労働災害補償制度加入の有無（加点項目、0点 or 15点）

- ・審査基準日において、(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で労働災害補償保険法に基づく保険給付の基団となつた業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む)に関する給付についての契約を締結している場合に加点される項目です。

##### ⑦若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況（加点項目、0点～2点）

- 令和5年の改正で、W1に移行した項目です（改正前は、W9）。
- 35歳未満の技術職員数の育成・確保の状況について、評点テーブル（別表6、別表7）を用いて算出します。

- |                                      |      |
|--------------------------------------|------|
| ・技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数：非該当（15%未満）  | （0点） |
| ・新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数：該当（1%以上） | （1点） |

**⑦ = 1点**

#### ⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況（加点項目、0点～10点）

- 令和5年の改正で、W1に移行した項目です（改正前は、W10）。
- 雇用する技術者・技能者の知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況について、評点テーブル（別表8、別表9、別表10）を用いて算出します。

- 前提条件：CPD単位取得数 115単位

技術者数 8人

技能レベル向上者数 1人

技能者数 3人

控除対象者数 1人

- 技術者点：基準日前1年間における当該建設業者に所属する建設技術者のCPD取得状況

$$\text{・技術者1人当たりが取得したCPD単位} = \text{CPD単位取得数} / \text{技術者数}$$

$$= 115 / 8$$

$$= 14\text{単位}$$

$$= 4\text{点} (\text{技術者点 別表9})$$

- 技能者点：基準日前3年間における能力評価基準でレベル2以上にアップした建設技能者の雇用状況

$$\text{・アップした建設技能者} = \text{技能レベル向上者数} / (\text{技能者数} - \text{控除対象者数})$$

$$= 1 / (3 - 1)$$

$$= 50\%$$

$$= 10\text{点} (\text{技能者点 別表10})$$

$$\text{・⑧} = ((\text{技術者数} / (\text{技術者数} + \text{技能者数})) \times (\text{CPD単位取得数} / \text{技術者数}))$$

$$+ ((\text{技能者数} / (\text{技術者数} + \text{技能者数})) \times (\text{技能レベル向上者数} / (\text{技能者数} - \text{控除対象者数})))$$

$$= ((8 / (8 + 3)) \times 4) + ((3 / (8 + 3)) \times 10)$$

$$= 2.909 + 2.727 = 5.636$$

- 評点区分（別表8より） 5以上6未満

**⑧ = 5点**

#### ⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（加点項目、0点or2点～5点）

- 令和5年の改正により新設された項目で、審査基準日以前に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定」、「次世代育成支援対策推進法に基づく認定」又は「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定」を取得しており、かつ審査基準日において、認定取消又

は辞退がされておらず、厚生労働省により認定企業として認められている場合に取得している認定のうち、最も配点の高いものが加点されます。

区分	
<u>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定</u>	<u>プラチナえるぼし認定</u>
	<u>えるぼし認定（第3段階）</u>
	<u>えるぼし認定（第2段階）</u>
	<u>えるぼし認定（第1段階）</u>
<u>次世代育成支援対策推進法に基づく認定</u>	<u>プラチナくるみん認定</u>
	<u>くるみん認定</u>
	<u>トライくるみん認定</u>
<u>青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定</u>	<u>ユースエール認定</u>

➤ 各認定の取得状況について、評点テーブル（別表1-1）を用いて算出します。

- |                    |      |
|--------------------|------|
| ・えるぼし認定（第1段階）の取得：有 | (2点) |
| ・くるみん認定の取得         | : 無  |
| ・ユースエール認定の取得       | : 有  |

⑨ = 4点

※最も配点の高いものを評価

#### ⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

(加点項目、0点 or 10点 or 15点)

- 令和5年の改正により新設された項目で、審査基準日が令和5年8月14日以降から建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用状況を審査対象に追加し、加点評価されます。
- 審査対象工事：以下の①～③を除く、審査基準日以前1年内に発注者から直接請け負った建設工事

①日本国内以外の工事

②建設業法施行令で定める軽微な工事

1. 工事一件の請負代金の額が500万円（建築一式工事の場合は1,500万円）に満たない工事

2. 建築一式工事のうち面積が150m²に満たない木造住宅を建設する工事

③災害応急工事

1. 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事

- 該当措置：以下の①～③すべてを実施している場合に加点評価されます。

①CCUS上での現場・契約情報の登録

- ②建設工事に従事する者が直接入力によらない方法(※)でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

(※) 直接入力によらない方法 :

「就業履歴データ登録標準API連携認定システム」(https://www.auth.ccus.jp/p/certified)により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

- ・該当措置の実施状況について、評点テーブル（別表12）を用いて算出します。ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点されません。

・審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施

⑩ = 10点

$$W1 \text{点数} = Y1 \times 15 - Y2 \times 40 + \underline{\textcircled{7}} + \underline{\textcircled{8}} + \underline{\textcircled{9}} + \underline{\textcircled{10}} \text{ (※)}$$

※⑩は審査基準日が令和5年8月14日以降の場合、審査対象に追加されます。

- ・Y1は、建設業退職金共済制度、退職一時金制度・企業年金制度、法定労働災害補償制度の加入・導入数
- ・Y2=雇用保険、健康保険、厚生年金保険の未加入数

**【審査基準日が令和5年8月13日以前の場合】**

$$\begin{aligned} &= 3 \times 15 - 0 \times 40 + \underline{1} + \underline{5} + \underline{4} \\ &= \underline{55} \end{aligned}$$

W1 = 55点

**【審査基準日が令和5年8月14日以降の場合】**

$$\begin{aligned} &= 3 \times 15 - 0 \times 40 + \underline{1} + \underline{5} + \underline{4} + \underline{10} \\ &= \underline{65} \end{aligned}$$

W1 = 65点

(2) 建設業の営業継続の状況 (W2) (-60点~60点)

- 営業年数は、審査基準日での建設業の営業年数（許可又は登録を受けてからの営業年数）から、評点テーブル（別表13）を用いて点数を算出します。
- 民事再生法又は会社更生法の適用があり、手続き中の場合は、-60点になります（評点テーブル別表14）。

①営業年数：30年

(50点)

②民事再生法等の適用：無

(0点)

W2 = 50点

## (3) 防災活動への貢献の状況 (W3) (加点項目、0点 or 20点)

- 審査基準日において、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は20点を加点し、締結していない場合は0点になります（評点テーブル別表15）。

・防災協定の締結：有

**W3 = 20点**

## (4) 法令遵守の状況 (W4) (減点項目、-30点 or -15点 or 0点)

- 審査期間内における建設業法に基づく監督処分の状況を評価します。
- 建設業法上の営業停止処分を命ぜられた場合は-30点、指示処分をされた場合は-15点になります（評点テーブル別表16）。

・営業停止処分及び指示処分：無

**W4 = 0点**

## (5) 建設業の経理の状況 (W5) (加点項目、0点～30点)

- 監査の受審状況は、評点テーブル（別表17）を用いて点数を算出します。
- 公認会計士等の数は、枠内の式にて算出した数値を評点テーブル（別表18）にあてはめて点数を算出します。
- 評点テーブル（別表18）の年間平均完成工事高は、X1で選択した基準（2年平均 or 3年平均）を適用します。

①監査の受審状況：3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出

(2点)

②公認会計士等の数：1人

③登録経理士講習実施機関に登録された二級登録経理士の数：1人

公認会計士等数 × 1 + 登録経理士講習実施機関に登録された二級登録経理士

× 0. 4

= 1人 × 1 + 1人 × 0. 4

= 1. 4

・評点区分

年間平均完成工事高 1億円以上～10億円未満 数値 1. 2以上

(10点)

**W5 = 12点**

## (6) 研究開発の状況 (W6) (加点項目、0点～25点)

- 研究開発費（2期平均）について評点テーブル（別表19）を用いて算出します。
- 評価対象は会計監査人設置会社に限定します。

・研究開発費（2期平均）：0千円

**W6 = 0点**

## (7) 建設機械の保有状況 (W7) (加点項目、0点～15点)

- 建設機械の保有（所有及びリース）台数に基づき評点テーブル（別表20）を用いて算出します。

- 審査基準日において、自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結しており、所定の定期検査が行われている場合に加点されます。
- 令和5年の改正で、災害対応力を適正に評価するため、対象建設機械が拡大されました。
- 建設機械1台につき1点の加点、合計で最大15点までの加点は改正前と同じです。

・建設機械の所有及びリース台数：5台

W7 = 9点

機種	法令根拠・検査方法
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
ブルドーザー	自重が3t以上のもの
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
モーターグレーダー	自重が5t以上
移動式クレーン	つり上げ荷重3t以上
<u>土砂の運搬が可能な全てのダンプ</u>	<u>ダンプ、ダンプフルトレーラ又はダンプセミトレーラ</u>
<u>締固め用機械</u>	<u>ロードローラー、振動ローラ等</u>
<u>解体用機械</u>	<u>ブレーカー、解体用掴み機等</u>
<u>高所作業車</u>	<u>作業床の高さ2m以上</u>

#### (8) 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況 (W8)

(加点項目、0点or3点or5点or8点or10点)

- 令和5年の改正で、環境への配慮に関する取組を評価するため、環境省が定めるエコアクション21が加点対象として追加されました。
- エコアクション21の認証の有無、ISO9001及びISO14001の登録の有無により、評

点テーブル（別表21）を用いて算出します。

①エコアクション21の認証：有	(3点)
②ISO9001の登録：有	(5点)
③ISO14001の登録：有	(5点)

※ ISO14001の登録がある場合は、エコアクション21の3点は加算されません

W8 = 10点

#### (9) W評点の算出

##### 【審査基準日が令和5年8月13日以前の場合】

$$\begin{aligned} \cdot W\text{評点} &= (\underline{W1} + \underline{W2} + \underline{W3} + \underline{W4} + \underline{W5} + \underline{W6} + \underline{W7} + \underline{W8}) \times 10 \times 190 \div 200 \\ &= (55 + 50 + 20 + 0 + 12 + 0 + 9 + 10) \times 10 \times 190 \div 200 \\ &= \underline{1,482} \text{ (小数点以下切り捨て)} \end{aligned}$$

W評点 = 1,482

##### 【審査基準日が令和5年8月14日以降の場合】

$$\begin{aligned} \cdot W\text{評点} &= (\underline{W1} + \underline{W2} + \underline{W3} + \underline{W4} + \underline{W5} + \underline{W6} + \underline{W7} + \underline{W8}) \times 10 \times 175 \div 200 \\ &= (65 + 50 + 20 + 0 + 12 + 0 + 9 + 10) \times 10 \times 175 \div 200 \\ &= \underline{1,452} \text{ (小数点以下切り捨て)} \end{aligned}$$

W評点 = 1,452

## 7. 総合評定値（P点）の算出

➤ 経営事項審査総合評定値（P点）は以下の算式により算出します。

### 総合評定値（P）

$$= 0.25 \times 1 + 0.15 \times 2 + 0.20 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$$

#### (1) A建設工業(株)の土木一式工事のP点の算出

##### A建設工業(株)の土木一式工事のP点

###### 【審査基準日が令和5年8月13日以前の場合】

$$\begin{aligned} &= 0.25 \times (906 \text{点} [\times 1]) + 0.15 \times (689 \text{点} [\times 2]) \\ &+ 0.20 \times (727 \text{点} [Y]) + 0.25 \times (823 \text{点} [Z]) \\ &+ 0.15 \times (1,482 \text{点} [W]) \\ &= \underline{903} \text{ (小数点以下第1位四捨五入)} \end{aligned}$$

P = 903点

###### 【審査基準日が令和5年8月14日以降の場合】

$$\begin{aligned} &= 0.25 \times (906 \text{点} [\times 1]) + 0.15 \times (689 \text{点} [\times 2]) \\ &+ 0.20 \times (727 \text{点} [Y]) + 0.25 \times (823 \text{点} [Z]) \\ &+ 0.15 \times (1,452 \text{点} [W]) \\ &= \underline{899} \text{ (小数点以下第1位四捨五入)} \end{aligned}$$

P = 899点

##### 【前提条件】

- ・工事種類別完成工事高（X1）及び工事種類別元請完成工事高（Z）：2年平均
- ・自己資本額（X2）：基準決算

#### (2) A建設工業(株)の総合評定値の結果（4通り）

➤ X1評点の算出方法（27頁）、X2評点の算出方法（28頁）、Z評点の算出方法（34頁）で説明したとおり、これらの評点については以下のとおり選択することができます。

- ・X1評点（工事種類別完成工事高） - 2年平均 o r 3年平均
- ・X2評点のうち自己資本額 - 基準決算 o r 2期平均
- ・Z評点のうち工事種類別元請完成工事高 - 2年平均 o r 3年平均

※1 審査対象建設業毎に異なる基準を選択することはできません。

※2 Z評点の工事種類別元請完成工事高の選択はX1評点と同基準となります。

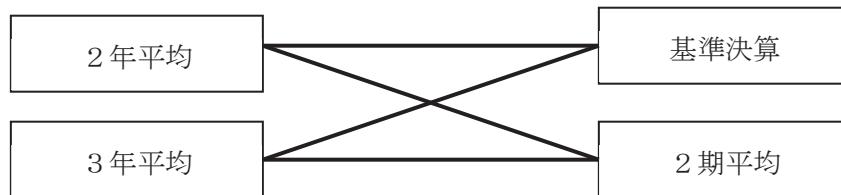
➤ これにより、以下の図のとおり4通りの組み合わせから選択できることになり、A建設工業(株)のP

点算出結果は次頁表のとおりとなります。

【X 1 : 平均完成工事高】

【Z : 平均元請完成工事高】

【X 2 : 自己資本額】



## (3) A建設工業(株)のP点算出結果

	土木一式	建築一式	舗装	土木一式	建築一式	舗装
X 1 評点 (27頁参照)	2年平均を選択			3年平均を選択		
	906点	715点	653点	913点	711点	665点
	【226.5点】	【178.75点】	【163.25点】	【228.25点】	【177.75点】	【166.25点】
X 2 評点 (29頁参照)	自己資本額－①基準決算を選択 689点【103.35点】					
	自己資本額－②2期平均を選択 687点【103.05点】					
Y評点 (33頁参照)	727点【145.4点】					
Z評点 (36頁参照)	2年平均を選択			3年平均を選択		
	823点	745点	584点	825点	744点	590点
	【205.75点】	【186.25点】	【146.0点】	【206.25点】	【186.0点】	【147.5点】
W評点 (43頁参照)	1, 482点【222.3点】 <u>(審査基準日が令和5年8月13日以前の場合)</u>					
	1, 452点【217.8点】 <u>(審査基準日が令和5年8月14日以降の場合)</u>					
<u>(審査基準日が令和5年8月13日以前の場合)</u>						
P 点	X 2 評点 自己資本①	【903点】	【836点】	【780点】	【906点】	【835点】
	X 2 評点 自己資本②	【903点】	【836点】	【780点】	【905点】	【835点】
<u>(審査基準日が令和5年8月14日以降の場合)</u>						
P 点	X 2 評点 自己資本①	【899点】	【832点】	【776点】	【901点】	【830点】
	X 2 評点 自己資本②	【899点】	【831点】	【776点】	【901点】	【830点】

※【 】内はウェイト調整後の点数

※建設業の経理の状況(W5)のうち公認会計士等の数について、評点テーブル(別表18)における年間平均完工事高はX1で選択した基準(2年平均or3年平均)を適用しますが、本事例ではどちらも同じ点数になります。

## 8. 評点テーブル一覧

【別表1 工事種類別年間平均完成工事高の点数（×1）】

許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高 (億円)	点数
1,000 以上	2,309
800 以上 1,000 未満	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
600 以上 800 未満	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
500 以上 600 未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
400 以上 500 未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
300 以上 400 未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
250 以上 300 未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
200 以上 250 未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
150 以上 200 未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
120 以上 150 未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$
100 以上 120 未満	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$
80 以上 100 未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$
60 以上 80 未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$
50 以上 60 未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
40 以上 50 未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
30 以上 40 未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$
25 以上 30 未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$
20 以上 25 未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$
15 以上 20 未満	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$
12 以上 15 未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$
10 以上 12 未溎	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$
8 以上 10 未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$
6 以上 8 未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$
5 以上 6 未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
4 以上 5 未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
3 以上 4 未満	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$
2.50 以上 3 未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$
2.00 以上 2.50 未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$
1.50 以上 2.00 未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$
1.20 以上 1.50 未満	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$
1.00 以上 1.20 未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$
0.80 以上 1.00 未満	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$
0.60 以上 0.80 未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$
0.50 以上 0.60 未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$
0.40 以上 0.50 未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$
0.30 以上 0.40 未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$
0.25 以上 0.30 未満	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$
0.20 以上 0.25 未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$
0.15 以上 0.20 未満	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$
0.12 以上 0.15 未満	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$
0.10 以上 0.12 未満	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$
0.10 未満	$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$

【別表2 自己資本額の点数（X2-1）】

自己資本の額又は平均自己資本額（億円）	点数
3,000以上	2,114
2,500以上 3,000未満	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$
2,000以上 2,500未満	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$
1,500以上 2,000未満	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$
1,200以上 1,500未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$
1,000以上 1,200未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$
800以上 1,000未満	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$
600以上 800未満	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$
500以上 600未満	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$
400以上 500未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$
300以上 400未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$
250以上 300未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$
200以上 250未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$
150以上 200未満	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$
120以上 150未満	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$
100以上 120未満	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$
80以上 100未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$
60以上 80未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$
50以上 60未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$
40以上 50未満	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$
30以上 40未満	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$
25以上 30未満	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
20以上 25未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$
15以上 20未満	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$
12以上 15未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$
10以上 12未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$
8以上 10未満	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$
6以上 8未満	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$
5以上 6未満	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$
4以上 5未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$
3以上 4未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$
2.50以上 3未満	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$
2.00以上 2.50未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$
1.50以上 2.00未満	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$
1.20以上 1.50未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$
1.00以上 1.20未満	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$
0.80以上 1.00未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$
0.60以上 0.80未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$
0.50以上 0.60未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$
0.40以上 0.50未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$
0.30以上 0.40未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$
0.25以上 0.30未満	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$
0.20以上 0.25未満	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$
0.15以上 0.20未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$
0.12以上 0.15未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$
0.10以上 0.12未満	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$
0.10未満	$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$

【別表3 平均利益額の点数（×2-2）】

平均利益額（億円）	点数
300以上	2,447
250以上	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
200以上	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
150以上	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
120以上	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
100以上	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
80以上	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
60以上	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
50以上	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
40以上	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
30以上	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
25以上	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
20以上	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
15以上	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
12以上	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
10以上	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
8以上	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
6以上	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
5以上	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
4以上	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
3以上	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
2.50以上	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
2.00以上	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
1.50以上	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
1.20以上	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
1.00以上	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
0.80以上	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
0.60以上	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
0.50以上	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
0.40以上	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
0.30以上	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
0.25以上	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
0.20以上	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
0.15以上	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
0.12以上	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
0.10以上	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
0.10未満	$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

【別表4 技術職員数値の点数（Z-1）】

技術職員数値	点数
15,500以上	2,335
11,930以上	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 3,570 + 2,065$
9,180以上	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,750 + 1,998$
7,060以上	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,120 + 1,939$
5,430以上	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,630 + 1,876$
4,180以上	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,250 + 1,808$
3,210以上	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 970 + 1,747$
2,470以上	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 740 + 1,686$
1,900以上	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 570 + 1,624$
1,460以上	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 440 + 1,558$
1,130以上	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 330 + 1,488$
870以上	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 260 + 1,434$
670以上	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 200 + 1,367$
510以上	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 160 + 1,318$
390以上	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 120 + 1,247$
300以上	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 90 + 1,183$
230以上	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 70 + 1,119$
180以上	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 50 + 1,040$
140以上	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 40 + 984$
110以上	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 30 + 907$
85以上	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 25 + 860$
65以上	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 20 + 810$
50以上	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 15 + 742$
40以上	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
30以上	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
20以上	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 636$
15以上	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 508$
10以上	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 511$
5以上	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 509$
5未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 510$

【別表5 工事種類別年間平均元請完成工事高の点数（Z-2）】

許可を受けた建設業に係る建設工事の 種類別年間平均元請完成工事高 (億円)	点数
1,000 以上	2,865
800 以上 1,000 未満	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
600 以上 800 未満	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
500 以上 600 未満	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
400 以上 500 未満	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
300 以上 400 未満	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
250 以上 300 未満	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
200 以上 250 未満	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
150 以上 200 未満	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
120 以上 150 未満	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
100 以上 120 未満	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
80 以上 100 未満	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
60 以上 80 未満	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
50 以上 60 未満	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
40 以上 50 未満	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
30 以上 40 未満	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
25 以上 30 未満	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
20 以上 25 未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
15 以上 20 未満	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
12 以上 15 未満	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
10 以上 12 未満	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
8 以上 10 未満	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
6 以上 8 未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
5 以上 6 未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
4 以上 5 未満	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
3 以上 4 未満	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
2.50 以上 3 未満	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
2.00 以上 2.50 未満	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
1.50 以上 2.00 未満	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$
1.20 以上 1.50 未満	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
1.00 以上 1.20 未満	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
0.80 以上 1.00 未満	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
0.60 以上 0.80 未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
0.50 以上 0.60 未満	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
0.40 以上 0.50 未満	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
0.30 以上 0.40 未満	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$
0.25 以上 0.30 未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
0.20 以上 0.25 未満	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
0.15 以上 0.20 未満	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$
0.12 以上 0.15 未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$
0.10 以上 0.12 未満	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$
0.10 未満	$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$

【別表6 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況の点数（W-1-7-1）】

若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	点数
15%以上	1
15%未満	0

【別表7 新規若年技術職員の育成及び確保の状況の点数（W-1-7-2）】

新規若年技術職員の育成及び確保の状況	点数
1%以上	1
1%未満	0

【別表8 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況の点数（W-1-8-1）】

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	点数
10以上	10
9以上 10未満	9
8以上 9未満	8
7以上 8未満	7
6以上 7未満	6
5以上 6未満	5
4以上 5未満	4
3以上 4未満	3
2以上 3未満	2
1以上 2未満	1
1未満	0

【別表9 基準日前1年間における技術者1人当たりのCPD取得単位数の点数（W-1-8-2）】

基準日前1年間における技術者1人当たりのCPD取得単位数	点数
30	10
27以上 30未満	9
24以上 27未満	8
21以上 24未満	7
18以上 21未満	6
15以上 18未満	5
12以上 15未満	4
9以上 12未満	3
6以上 9未満	2
3以上 6未満	1
3未満	0

【別表10 基準日前3年間における能力評価基準でレベル2以上にアップした建設技能者の雇用状況の点数（W-1-8-3）】

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	点数
15%以上	10
13.5%以上 15%未満	9
12%以上 13.5%未満	8
10.5%以上 12%未満	7
9%以上 10.5%未満	6
7.5%以上 9%未満	5
6%以上 7.5%未満	4
4.5%以上 6%未満	3
3%以上 4.5%未満	2
1.5%以上 3%未満	1
1.5%未満	0

【別表11 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況の点数（W-1-9）】

区分	配点
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	プラチナえるぼし認定
	えるぼし認定（第3段階）
	えるぼし認定（第2段階）
	えるぼし認定（第1段階）
次世代育成支援対策推進法に基づく認定	プラチナくるみん認定
	くるみん認定
	トライくるみん認定
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定	ユースエール認定

【別表12 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の点数（W-1-10）】

加点要件	評点
全ての建設工事で実施	15
全ての公共工事で実施	10
該当無	0

【別表13 営業年数の点数（W-2-1）】

営業年数	点数
35年以上	60
34年	58
33年	56
32年	54

31年	52
30年	50
29年	48
28年	46
27年	44
26年	42
25年	40
24年	38
23年	36
22年	34
21年	32
20年	30
19年	28
18年	26
17年	24
16年	22
15年	20
14年	18
13年	16
12年	14
11年	12
10年	10
9年	8
8年	6
7年	4
6年	2
5年以下	0

【別表14 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数（W-2-2）】

民事再生法又は会社更生法の適用の有無	点数
無	0
有	-60

【別表15 防災協定締結の有無の点数 (W-3)】

防災協定締結の有無	点数
有	20
無	0

【別表16 法令遵守の状況の点数 (W-4)】

法令遵守の状況	点数
無	0
指示をされた場合	-15
営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

【別表17 監査の受審状況の点数 (W-5-1)】

監査の受審状況	点数
会計監査人の設置	20
会計参与の設置	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
無	0

【別表18 公認会計士数等の数の点数 (W-5-2)】

項目 年間平均 完成工事高 (億円)	公 認 会 計 士 等 数 値					
	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
600以上	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
150以上 600未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
40以上 150未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
10以上 40未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	—	—	0
1以上 10未満	0.4以上	—	—	—	—	0
点数	10	8	6	4	2	0

【別表19 研究開発の状況の点数（W-6）】

平均研究開発費の額（億円）	点数
100 以上	25
75 以上 100 未満	24
50 以上 70 未満	23
30 以上 50 未満	22
20 以上 30 未満	21
19 以上 20 未満	20
18 以上 19 未満	19
17 以上 18 未満	18
16 以上 17 未満	17
15 以上 16 未満	16
14 以上 15 未満	15
13 以上 14 未満	14
12 以上 13 未満	13
11 以上 12 未満	12
10 以上 11 未満	11
9 以上 10 未満	10
8 以上 9 未満	9
7 以上 8 未満	8
6 以上 7 未満	7
5 以上 6 未満	6
4 以上 5 未満	5
3 以上 4 未満	4
2 以上 3 未満	3
1 以上 2 未満	2
0.50 以上 1 未満	1
0.50 未満	0

【別表20 建設機械の保有状況の点数（W-7）】

建設機械の所有及びリース台数	点数
15 台以上	15
14 台	15
13 台	14
12 台	14
11 台	13
10 台	13
9 台	12
8 台	12
7 台	11
6 台	10
5 台	9
4 台	8
3 台	7
2 台	6
1 台	5
0 台	0

【別表21 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数（W-8）】

		ISO9001登録有	ISO9001登録無
ISO14001登録有	エコアクション21登録有	10	5
	エコアクション21登録無		
ISO14001登録無	エコアクション21登録有	8	3
	エコアクション21登録無		

## 9. 業種別技術職員コード表

コード	資格区分 (必要な実務経験年数)	建設業の種類																																														
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解															
001	法第7条第2号・該当(指定学科卒業後3年以上又は5年以上の実務経験)																		2業種以内に限り1点ずつ配点。																													
002	法第7条第2号・該当(10年以上の実務経験)																		2業種以内に限り1点ずつ配点。																													
003	法第15条第2号・該当(同号イと同等以上)〔大臣認定者〕																		指定建設業(土、建、電、管、鋼、ほ、造)の2業種以内に限り1点ずつ配点。																													
004	法第15条第2号・該当(同号ロと同等以上)〔大臣認定者〕																		指定建設業(土、建、電、管、鋼、ほ、造)の2業種以内に限り1点ずつ配点。																													
005	監理技術者を補佐する資格を有する者																		監理技術者を補佐する資格を有する2業種以内に限り4点ずつ配点。																													
建設業法	111 一級建設機械施工技士	5	5					5	5									5																														
	212 二級建設機械施工技士 (第1種～第6種)	2	2					2	2									2																														
	113 一級土木施工管理技士	5	5					5	5	5							5	5	5	5	5	5								5	5																	
	214 二級土木施工管理技士(土木)	2	2					2	2	2							2	2	2	2	2	2							2	2																		
	215 ノ (鋼構造物塗装)																																															
	216 ノ (薬液注入)									2	2																																					
	120 一級建築施工管理技士			5	5	5	5	5	5	5	5					5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5																
	221 二級建築施工管理技士(建築)																																		2													
	222 ノ (躯体)								2	2	2							2	2	2	2	2															2											
	223 ノ (仕上げ)							2	2			2	2						2	2	2	2	2	2																								
	127 一級電気工事施工管理技士																5																															
	228 二級電気工事施工管理技士																2																															
	129 一級管工事施工管理技士																	5																														
	230 二級管工事施工管理技士																	2																														
	131 一級電気通信工事施工管理技士																																						5									
	232 二級電気通信工事施工管理技士																																															
	133 一級造園施工管理技士																																															
	234 二級造園施工管理技士																																															
建築士法	137 一級建築士							5	5							5		5	5	5									5																			
	238 二級建築士							2	2							2		2											2																			
	239 木造建築士								2																																							
技術士法	141 建設・総合技術監理(建設)	5	5					5	5							5		5	5	5								5															5					
	142 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	5	5					5	5							5		5	5	5								5															5					
	143 農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	5	5						5	5																																						
	144 電気電子・総合技術監理(電気電子)																5																													5		
	145 機械・総合技術監理(機械)																																														5	
	146 機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)																	5													5															5		
	147 上下水道・総合技術監理(上下水道)																	5																													5	
	148 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)																5																													5		
	149 水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	5	5						5	5																			5																		5	
	150 森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)	5	5							5	5																																			5		
	151 森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	5	5							5	5																																			5		
	152 衛生工学・総合技術監理(衛生工学)																	5																												5		
	153 衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)																	5																												5		
	154 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)																	5																												5		

コード	資 格 区 分	(必要な実務経験年数)	建設業の種類																																								
			土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解									
電気工事士法	155 第一種電気工事士											2																															
	256 第二種〃	(3年)										1																															
電気事業法	258 電気主任技術者(第1種～第3種)	(5年)										1																															
電気通信事業法	259 電気通信主任技術者	(5年)																									1																
	235 工事担任者	(3年)																											1														
水道法	265 給水装置工事主任技術者	(1年)											1																														
消防法	168 甲種消防設備士																										2																
	169 乙種〃																											2															
職業能開発促進法	171 建築大工(1級)											2																															
	271〃(2級)	(3年)										1																															
	164 型枠施工(1級)											2	2	2																													
	264〃(2級)	(3年)										1	1	1																													
	172 左官(1級)											2																															
	272〃(2級)	(3年)										1																															
	157 とび・とび工(1級)											2	2																						2								
	257〃(2級)	(3年)										1	1																						1								
	173 コンクリート圧送施工(1級)											2	2																														
	273〃(2級)	(3年)										1	1																														
	166 ケルボイント施工(1級)											2	2																														
	266〃(2級)	(3年)										1	1																														
	174 冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)																			2																							
	274〃(2級)	(3年)																		1																							
	175 給排水衛生設備配管(1級)																		2																								
	275〃(2級)	(3年)																	1																								
	176 配管・配管工(1級)																		2																								
	276〃(2級)	(3年)																	1																								
	170 建築板金「ダクト板金作業」(1級)																		2	2															2								
	270〃(2級)	(3年)																	1	1																							
	177 タイル張り・タイル張り工(1級)																		2																								
	277〃(2級)	(3年)																	1																								
	178 築炉・築炉工・れんが積み(1級)																		2																								
	278〃(2級)	(3年)																	1																								
	179 ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(1級)																		2	2																							
	279〃(2級)	(3年)																	1	1																							
	180 石工・石材施工・石積み(1級)																		2	2																							
	280〃(2級)	(3年)																	1																								
	181 鉄工・製縫(1級)																		2	2																							
	281〃(2級)	(3年)																	1	1																							

コード	資格区分 (必要な実務経験年数)	建設業の種類																																												
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解													
職業能力開発促進法	182 鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)																	2																												
	282 " " (2級)																	1																												
	183 工場板金(1級)																				2																									
	283 " (2級)																		1																											
	184 板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)																2			2																										
	284 " " " (2級) (3年)																1			1																										
	185 板金・板金工・打出し板金(1級)																				2																									
	285 " " " (2級)																			1																										
	186 かわらぶき・スレート施工(1級)																2																													
	286 " " (2級)																1																													
	187 ガラス施工(1級)																				2																									
	287 " (2級)																			1																										
	188 塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)																				2																									
	288 " " " (2級)																			1																										
	189 建築塗装・建築塗装工(1級)																				2																									
	289 " " (2級)																			1																										
	190 金属塗装・金属塗装工(1級)																				2																									
	290 " " (2級)																			1																										
	191 噴霧塗装(1級)																				2																									
	291 " (2級)																			1																										
	167 路面標示施工																				2																									
	192 斧製作・斧工(1級)																				2																									
	292 " " (2級)																			1																										
	193 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)																				2																									
	293 " " " " " (2級) (3年)																			1																										
	194 熱絶縁施工(1級)																				2																									
	294 " (2級)																			1																										
	195 建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)																																													
	295 " " " " " (2級)																			1																										
	196 造園(1級)																				2																									
	296 " (2級)																			1																										
	197 防水施工(1級)																				2																									
	297 " (2級)																			1																										
	198 さく井(1級)																				2																									
	298 " (2級)																			1																										
※建設業法第15条第2号に該当する者（「一級技術者」）で、監理技術者資格者証の交付を受けている者（監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していないこと）は、1点加点される。	061 地すべり防止工事	(1年)									1	1																																		
	040 基礎ぐい工事（注）									2	2																																			
	062 建築設備土	(1年)																1	1																											
	063 計装	(1年)															1	1																												
	060 解体工事									3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	064 基幹技能者								2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	703 能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者								3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	704 能力評価基準により評価が最上位の区分に該当する者								3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	099 その他																																													
2業種以内に限り1点ずつ配点。																																														

※1人の職員につき、技術職員として申請できる建設業の種類は2業種までに限る。